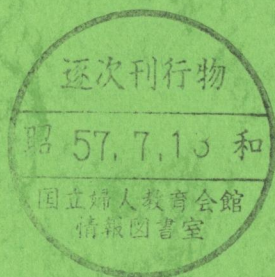


女性史研究

特集・「母権論」のために



第6集^{'78・6}

編集・家族史研究会

も く じ

——特集・『母権論』のために——

姿見にうつして	三宅義子	1
バッハオーフェン『母権論』目次	訳・井上貴美子	2
母 権	W・H・R・リヴァース 訳・犬童美子	14
バッハオーフェンの邦訳文献について	石原通子	34
昭穆制とクラス組織	森 華子	36
日本における母	服藤早苗	42
祖母・母・孫女	吉田淑子	43
尾崎秀実とその妻	宮山孝子	44
エンゲルス・カウツキー往復書簡	編訳・井上五郎	45
『母権論』解説 I	M・コスヴェン 訳・布村一夫	57

姿見にうつして

三宅義子

昨秋、私は、シーラ・ロバートム著『女の意識・男の世界』（ドメス出版）の翻訳を上梓し、ここに、三年來の憑きものをようやく払い落したような気がしている。

シーラ・ロバートムは一九四三年生れのイギリスの若きウィメンズ・リブの理論家であるが、彼女の性差別を把握する視点は、それを階級差別・人種差別との関連でとらえることである。なかでも、本書は表題が示すとおり、六〇年代後半から高度に発達した資本主義国に抬頭した新しい女の意識と行動をはぐくむに至る過程を自らが体験した六〇年代の社会主義運動のかかえる矛盾の中から跡づけ、それを伏線として、女の意識と男世界での相關関係を、現代資本主義社会の私的な家族と公的な労働の場との関係の中に探ろうとしたものである。

私は、それまで、アメリカのウィメンズ・リブの理論書にあきたらないものを感じていた。それらは、規模の大小はあったとはいえ、日本でも戦後の女総体が置かれた状況そのものの中から、やはり七〇年前後に、（戦後）第二波女性解放運動として起る必然性のあった女たちの運動を外から鼓舞したことは事実である。私自身の場合をとってみても、女性解放は社会主義になれば（つまり、階級矛盾を止揚すれば）、必然的に達成されるという思想的

雰囲気最後の残滓の中で学生時代を送り、改めて女性解放というテーマを選び直したのであるが、それらの理論書は、この問題意識に一定の確信を与えてくれた。

しかし、だからといって、「歴史を通して第一義的矛盾は、男による女の支配である」という歴史観に収斂してゆくアメリカのラディカル・フェミニズムの考えに直ちに直ちにくみするわけにはゆかなかった。階級闘争との関連はどうなっているのかと、私は考えつづけていた。

そんな私自身の問題関心に答えてくれたのが、ロバートムの著作だった。彼女の理論活動は、イギリスの労働運動の伝統と隣接したところではぐくまれたことを知るにつけ、アメリカで典型的に理論化されたラディカル・フェミニズムをも、「アメリカという土壌の中で生れた」という形容詞をつけて、相対化する視点を与えられたように思えた。それと同時に、私は日本の女として、自分の立っている足下をみきわめるといふことにこだわりたいのである。

というさまざまな思いがこめられ、また触発された訳業であつた。

バッハオーフェン『母権論』目次

訳・井上貴美子

リュキア人

§§1-X. CLII-CLIII. S. 1-28, 1 ; 390, 1-398, 1.

- §1. リュキアの母権についての証言の総括。〔85〕
- §2. 母権の創設者にしてアマゾン族の征服者ベレロポーン。〔87〕
- §3. ベレロポーン神話における死の思想の支配。〔91〕
- §4. 木々の葉の比喻およびその比喻とリュキアの母権の物質的・自然的基礎との関係。〔94〕
- §5. リュキアの母権が属する宗教段階の確認と特徴づけ。〔96〕
- §6. 女性にたいするベレロポーン的位置。〔97〕
- §§7. 8. 母権と性的関係の全き自然性との対立。リュキアの原理に対立する婚姻外的すなわちヘテリスムス的生活形式に関する一連の歴史的証言の総括。女人統治制の成立，人類発展のなかでの女人統治制の位置。自然な性的結合である母権と父権との中間状態。月との対応ならびに大地と太陽との間の月の宇宙的位置。月崇拜と結びついた女人統治制，太陽原理と結びついた父権。〔104〕
- §9. 女人統治制と勇敢さの名誉や民族の秩序および正義愛の名誉との関連。女人統治制のアマゾン主義への上昇。〔135〕
- §10. リュキアの喪期間の風習およびその風習と母権の根本思想との関係。〔139〕
- §152. リュキアの母権とリュキアの墓石碑文にある母権の痕跡についての追加証言。
〔928〕
- §153. リュキアの母権と秘儀崇拜との関係。一連の現象における秘儀崇拜の指摘。特に，Lycii という名前の祭儀の意味について，サルバードーンとラーオダメイアについて，リュキアのアルリポーンとプロクルスについて，パムポース，アルメノースの息子の「彼」，ピネカの石について。宗教的 woman 統治制からの市民的 woman 統治制の派生。〔932〕

クレータ

§§XI-XXII. CLV. S. 28, 1-41, 2 ; 398.

- §11. 「父なる国」にかわって「愛する母なる国」というクレータの表現について。〔143〕
- §12. このような理解の結果としての国民の全般的友愛。〈親殺し〉のローマの概念のなかでのその友愛の証拠。〔144〕

- §13. リュクトス市の系譜における母系のみ顧慮。〔150〕
- §14. 母系出自によって基礎づけられた親族のさらなる事例。特に女人統治制における姉妹関係の意義。エンギウムのクレータ人〈母たち〉。〔150〕
- §15. ディオドーロス 4.80による国家の福祉への女人統治制の影響。クレータのイーアシオスならびにデーメーテール。母権と不死性との関連における母性原理の側の不死性。〔153〕
- §16. この神話のいっそうの考察。母性的・物質的性質面の優位、男性的性質面の従属。〔157〕
- §17. クレータのゼウスとその母レアとの関係における同様の思想の叙述。〔160〕
- §18. 大地や月と考えられたクレータの母性的自然母の優位およびそれと女人統治制との関係。平和と同盟を贈る女王であるアリアドネー。〔160〕
- §§19-22. 月原理から太陽原理への進歩およびその進歩と父性体系による母権の段階的な服従との関係。特にクレータの宗教の表象のうえでの三等級の、すなわちポセイドンの・テルスの、ルーナのおよびソールの男性らしさ。クレータとアッティカおよびテーセウスとの関係。〔162〕
- §154. クレータのデーメーテールの秘教およびそれに基づいた母権に関連する個々の現象。

アテーナイ

§§XXIII-XLIII. S. 41, 2-84, 2.

- §23. アウグスティヌス『神国論』第18巻第9章の話。〔171〕
- §24. その話とストラボン 9・402 によるエポロスの話との比較。両者には太古の母権とより高い原理による母権征服との記憶がある。〔172〕
- §25. アISKYPOC『エウメニデス』のオレステース神話のなかのこの戦いの証明。〔177〕
- §26. アISKYPOCの叙述についてのいっそうの考察。特にテーセウスによるアマゾン族征服とアテーナイ的男子権の創始。〔182〕
- §27. つづき。父権のオリュンピア的性質に対立する母性原理のクトニア的性質。〔191〕
- §28. 母権から父権への進歩である宗教の進歩。下から上への発展法則。〔199〕
- §29. つづき。母性およびその保護へのエリーニュスたちの特別な関係。エリーニュスたちのテルスの法的血の掟およびその血の掟と贖罪のアポロンの法的法との対立。〔202〕
- §30. テルスの・ルーナの五に対立するアポロン、アテーネー、オレステースと数字七との結びつき。数字七のウーラニア的性質。母権に対する父性原理の勝利は五に対する七の勝利を意味する。〔207〕
- §31. アISKYPOCの『アガメムノン』における母権とアポロンの原理との戦い。〔215〕
- §32. オレステースの母殺しと無罪判決とに対する類推。〔220〕
- §§33. 34. 特にアルクマイオンの行為。母権および母権のアポロンの原理への服従とつづいてのエリピューレー神話の意義 (§132. を参照)。〔221〕
- §35. エリーニュスたちの母性的・テルスの関係のいっそうの事例。〔229〕

- §36. 37. ネメシスレーダーにおける同一の神性的性質の指摘。地上的概念の法概念への拡大である物質的母性の<正義>理念への拡大。最古の母権であるテルスの権利。〔230〕
- §38. 39. アッティカの原始的権利の個々の記憶。〔236〕
- §40. アテーナイの婚姻法の発展にとってのアテーナイ人とアイギーナ人との戦いの意義。ヘロドトス 5・82-88 によって伝えられた話の考察。イオーニア女性とドーリス女性との対立。〔240〕
- §41-43. この対立がきわだつていっそうの現象。メガラ、カルケードーン、ビューザンティオン。イオーニア人征服者とドーリス人征服者に対するカーリア女性のさまざまな態度。古い女人統治制と結びついた若干の風習の考察。ヘレニズム文化に対する前ヘレニズム文化の関係についての結び。〔250〕

レームノス

§§XLIV-XLVII. S. 84, 2-92, 1.

- §44. レームノス女性の惨行についての物語における女人統治的状态の報告。〔264〕
- §45. トアースとイアーソーンに対するヒュプシピュレーの関係と結びついた母権から父権への移行。レームノス島のイアーソーンの子たちのさらなる運命。レームノス島のペラスゴイ人たち。掠奪されたアテーナイ女性の殺害。ペラスゴイ的・テルスの権利とアポロンの権利との対立。〔268〕
- §46. アマゾン主義へのヒュプシピュレーの関係におけるヒュプシピュレーの父トアースのディオニューソス的結びつき。女人統治制の崩壊であるバッコスの行為。〔274〕
- §47. レームノスの火祭りおよびその火祭りとレームノス女性たちの犯罪との関連。アポロンの父性の勝利。〔276〕

エジプト

§§XLVIII-XCII. CLV-CLXIII. S. 92, 1-193, 1; 398, 2-415.

- §§48-50. ダナイデス。その神話の女人統治的基礎。イーオーとヘーラクレースに対するヒュベルムネストラーの二重の関係におけるヒュベルムネストラーの位置の考察。この点できわだった、母性的テルス主義から父性原理への発展法則。ダナイデスの神話的意義。それと母権の基礎との関係。〔280〕
- §§51. 52. ナイル地方における母性優位のいっそうの表現。女人統治制と産業的生活方向との結びつき。他の諸民族における類似現象との比較。〔293〕
- §53. エジプトの原始的立法者であるセソーンコシス・セソーストリスの女人支配に対する意義。古代エジプトの良風の特性への母権の影響。リビュアのアマゾン国とエジプトの原始時代との結びつき。〔301〕
- §54. アマゾン族の、特にリビュアのアマゾン族の遠征についての報告およびその女人統治的状态の広い普及にとっての意義。〔305〕

- §55. 今日のアフリカにおける類似現象の持続についての近時の報告の総括。姉妹の子供たちの相続権。古い報告と新しい報告の個別的考察。文化発展に対する、特にアフリカ諸民族の母権の位置。〔308〕
- §56. 57. エジプトの王家における女人統治制。オシーリスに対するイーシスの優位への女人統治制の適及。女性による摂政政治の没落に結びついたピノートリスの法律。〔319〕
- §58. 古代帝国の第六メンピス王朝の女王であるニトークリス。彼女に関する神話のさまざまな継続的形成。〔330〕
- §59. エジプトの婚姻法のルーナの段階。その段階と、一方では純粋なテルルス主義との、他方では最高の太陽法との差異。エテオクレースおよびエテオクレース人という表現の解釈。〔337〕
- §60. エチオピアの観念とエジプトの観念によるソールの父性原理に対する母権の位置。カンダケー。ヘーリオドーロスのカリクレアー。太陽の花嫁としてのパラデース。〔344〕
- §61. 62. エジプトとアメリカの現象の比較。特にペルーのインカ族、アマゾン族とヘテリスムス。〔351〕
- §63. 法律と女性の自然原理との、特にイーシスとの結びつきのなかにしめされた女人統治的観念。〔355〕
- §64. この理念の普遍性および女性的<2>によるこの理念の数字的表現。この最古の特質的・母性的法の原理の解明。〔362〕
- §65. つづき。法および司法へのアプロディーテーや類似の母神の関係。この観念に対する卵象徴の位置。〔368〕
- §66. 特に<自然法>と放免について。自由と平等の自然法およびその自然法と母性的・テルルスの法理解との関連。このような法的部分がローマ人において、特にウルピアヌスにおいてあらわれている形態。女人統治的文化段階にある法の特質と人類の法発展法則についての示唆。〔371〕
- §67. つづき。法、特に平民的・母性的原理へのケレースとデーメーテールの関係。この原理と貴族的父性との対立。〔381〕
- §68. 女人統治制と女人統治制が中心点をなす全文化状態との根底であり典型であるデーメーテール。〔385〕
- §69-71. ヒュペルムネーストラ―族における父性の光^{リイト}の法^{レイト}への進歩。リュンケウス。ペルセウス。ヘーラクレース。ダナイデス神話の後代の追加とそれの女人統治制への関係。〔388〕
- §72-76. エジプト人が女人統治制に対立する原則を貫徹した個々の現象の考察。祭司職からの女性の除外。豊かな実りをもたらす農産物の男性名称。不死の神がみと死すべき女性との関係についての理論。<貴族のなかの貴族>。三重の、すなわちテルルスの、ルーナの、ソールの^{エロス}愛についての諸理論。このような見解の母権に対する位置。発展法則。〔400〕
- §77. キューレーネー。キューレーネー女性の卓越した地位およびこの地位の土着アフリカの母性原理への関係。〔413〕

- §§78-80. アフリカでみられる左側の優位, ペラスゴイ諸部族, 特にアイトーリア人とヘルニキー人の慣習のなかでおこなわれている。ペラスゴイ文化の基礎である母権。ピンダロスの『ピューティア競技祝勝歌』第4歌と『ネメア競技祝勝歌』第6歌の表現の解明のためのこの命題の適用。それと, <ピュルラの後裔>という母方によって名づけることについてのアリストテレスの注釈との比較。このような最古の種族の思考様式およびこの思考様式の父性時代への対立。後方への石投げの意義, エピメーテウスのプロメーテウスへの関係および最古の法の事実的・所有的性質について。〔418〕
- §81. オイディープスの娘たちとエジプト女性とのソポクレースによる比較。オイディープス神話およびその神話に基づいた3つの発展段階, すなわちテルース的・ヘテル的, デーメーテールの, アポローン的生活規律の考察。歴史に対する神話の関係についての注解。〔439〕
- §82. さまざまな民族, 特にナバタエー族, アデュルマキダイ族, サバイ族, リビュア諸都市, レプティスについての補足と個々の注釈。〔448〕
- §§83-92. 偽カリステネースとユーリウス・ファレーリウスによるアレクサンドロスとメロエーインドのカンダケーとの出会いの神話。
- §83. その神話の報告と神話形成時代の確定。〔451〕
- §§84. 85. シノーペーからアレクサンドレイアヘサラーピス・プルートーンが移ることの神話の考察とこの出来事が偽カリステネースの話のなかに再現する形態。特にコイリバトと結びついた不死の約束の意義。〔459〕
- §§86. 87. カンダケー神話を導く観点の確認。女人統治制といっそう高い男子権との戦い。女人統治制があらわれている個々の特徴の指摘。〔470〕
- §88. つづき。カンダケーの母性のなかにある最高の法。〔475〕
- §89. カンダケーに対するアレクサンドロスの関係。カンダケーとカーリアのアーダとの比較。〔476〕
- §90. この比較とカンダケー神話のいたるところできわだつ観点といっそうの貫徹。
〔480〕
- §91. カンダケーとアレクサンドロスの知恵くらべ。女人統治制の勝利である精神的行為。
〔484〕
- §92. アフリカの・エジプト的母権もアレクサンドロスとプトレマイオスに勝利する。カンダケー神話の分析の結論。〔487〕
- §155. ギリシア人の父性理論に対するエジプト的観念の戦い, 一連の個々の現象を考慮して。特に, 自国語において母方の名称による父の名前の代用。〔946〕
- §156. この考察のつづき。特にプトレマイオス王朝時代のもののギリシアのパピルス文書のなかの系譜の記載。民族語における母性体系の勝利。〔952〕
- §157. つづき。父系的観点によって母系的観点を換えるギリシア人の傾向。この現象の事例。〔959〕
- §158. プトレマイオスとアレクサンドリアのプトレマイオス王朝の祭司階級制度においてしめされる, ギリシア的体系とエジプト的体系の相違。〔964〕

- §159. プトレマイオス王家の称号にみられる両者の観念の関係。添名 Philometer, Philopator, Eupator の意味。エジプトの王の称号において親族のような愛情のきわだった強調とラギダイ家の歴史において生活の女人統治的基礎と関連する多くの現象とについての考察。〔965〕
- §160. 前に扱われた諸論点への個々の補遺、特に、手紙の女性的起源について、および手紙と女人統治制との関係についての記載。〔975〕
- §161. 更なる補遺、特に女人統治的民族における身体的現象の高揚について。〔976〕
- §162. エピゼピュリオイ・ロクリス人の秘儀崇拜について。〔979〕
- §163. ローマの法文典の若干の箇所を確認される、ローマの父性原理とオリエントの物質的・母性的観点との戦い。〔981〕

インドと中央アジア

§XCIII-C. S. 193, 1-211, 2.

- §93. インドの女人統治的狀態から説明するカンダケーのメロエ的・インド的属性。証言の総括、特に<パンダイア氏族>について。〔490〕
- §94. つづき。インドと中央アジアの女人統治的狀態についてのいっそうの報告。〔495〕
- §95. 性関係と関連する若干の現象の考察。〔501〕
- §96. カンダケー、この語を構成する意味と派生。〔507〕
- §97. クル族とパーンダヴァ族の大戦争についてのインド叙事詩とカンダケー神話との結びつき。新しいクリシュナ-ヘーラクレスとしてのアレクサンドロス、パーンダヤとしてのアレクサンドロス。偽カリステネースによって語られたカンダウレースとコラーゴスの兄弟の戦いの原型である『マハーバーラタ』〔509〕
- §98. ペルシア人のあいだでの母権の高い権利。〔512〕
- §99. 内アジアのアマゾーンの狀態。タレストリースとアレクサンドロスとの出会い。〔516〕
- §100. 北インド、デッカン南部、バクトリア付近におけるチベット人女国の存在と歴史についての中国人の報告。アジア・アフリカ世界の母性優位に対するアレクサンドロスの位置。カンダケー神話の理解に関する歴史的報告の比較。エジプトのプトレマイオス家における物質的・母性的原理の勝利。〔521〕

オルコメノスとミニュアース人

§CI-CXVIII. S. 211, 2-267, 1.

- §101. オルコメノス・<アイオリア島民>の神話およびその神話のなかにあるミニュアース的母権とディオニューソス的宗教との対立。〔535〕
- §102. ミニュアース的母権の痕跡の総括。『ナウパクトス史譚』。ピンダロス『ピューティア競技祝勝歌』第4歌。アルゴナウテースの冒険譚におけるイアースーンとミニュアース

- 人。〈招魂〉。クローリスと末子相続権。〔538〕
- §103. イオレーおよびヘーラクレースの原理によるイオレー神話に貫徹している 女人統治制の克服。〔546〕
- §104-106. アルゴナウテース物語の意義。
- §104. このような神話の特徴の大半にある 母性的・テルース的観点の証明、およびイアソンの・アポロンの生活規則へのこの神話の対立。〔548〕
- §105. アルゴナウテース物語の宗教的意義とそれの女人統治制との関係。メーディアの奉獻的性質。イアソンの・アイオロスの婚姻法。〔559〕
- §106. アルゴ号の航海の主要な思想であるアポロンの・オルペウスのヘーリオス崇拝とコルクスの・インドのヘーリオス崇拝との衝突。トラキアの・アポロンの崇拝のトラキアの・ディオニューソスの崇拝への変容。〔566〕
- §107. 〈アイオリア島民〉のバックス崇拝への移行。アマゾンの生活からディオニューソスの生活への変容。〔572〕
- §§108-110. ディオニューソスの女人統治制。
- §108. 女性たちの世界へのディオニューソスの特別な関係。〔577〕
- §109. バックス崇拝と女性の素質との内的親近性、その結果と外見。〔585〕
- §110. 女性のディオニューソスの生活のエロース的發展およびその發展の国民一般の生活形態への影響。〔588〕
- §§111-114. ディオニューソスの雄々しさ。
- §111. 最低のポセイドンの雄々しさから最高のソールの雄々しさへのさまざまな段階の叙述およびソールの段階のアポロンの光明への関係。〔594〕
- §112. ディオニューソスの父性とアポロンの父性の一致した形態。両父性の関係および両父性の闘いの結果。〔599〕
- §113. 個々の神話におけるこのような関係の指摘。アテーネーの都市における最高のアポロンの父性。〔603〕
- §114. エウリーピデースの『イオン』の分析。『イオン』に保持されている母権、ディオニューソスの父性およびアポロンの父性の順位。〔606〕
- §§115-117. 養取の歴史における同様の発展順位の指摘。
- §115. 出産行為の模倣による養取。〈自然の模倣〉の類似の場合。〔626〕
- §116. 特に、さまざまな民族や〈2人の母から生まれた〉ディオニューソス神話における生みの苦しみをする母としての父の取り扱いについて。この理解の母権と母権の自然的真実への関係。〔629〕
- §117. 養取のいっそう高い段階。その段階のアポロンの父性の精神性への漸次的向上。イオンとアウグストゥスとの比較。〔637〕
- §118. ヘルミオネーをめぐってネオプトレモスとオレステースとの二重の運動についての神話のなかで確認されるディオニューソスの父性とアポロンの父性の関係。〔647〕

エーリス

§§CXIX-CXXXIII. S. 267-308.

- §119. コイレ・エーリス、ピーサティス、トリピューリアの3州の差異。エーリス・エペイオス地方に関係ある伝説圏の報告とそこに含まれている母権の特徴の証拠。特にモリオニダイ。〔655〕
- §120. モリオニダイの考察のつづき。エーリスにおけるヘーラクレス的原理の基礎にあるもの。〔659〕
- §121. エーリスの女人統治制からその解明をえる一連の現象の列挙。特にエーリス女性たちの貞操奉獻。公共的係争問題における16人のエーリス^{マトローネン}刀自の裁判官職。エーリス州の^{ゴツテス・フリーデ}神の平和、エーリス州の宗教的特徴、エーリス州の祝祭の集まり、エーリス州の秩序、エーリス州の富、女人統治制と関係した以後の祭祀と生活におけるエーリス州の民衆の保守主義。〔660〕
- §122. エーリスにおけるアイトーリア人の移住および女人統治的原理の確立にとってのこの移住の意義。アイトーリアの伝説、特にオクシュロス神話における母権の証拠。〔671〕
- §123. ピーサティスに関係のある伝説の考察。なかならずオイノマーオスおよびペロプスによる彼の征服。最低のテルース主義からヒッポダメアの婚姻の女人統治制への移行。
〔675〕
- §124. より高いペロプス的宗教段階およびペロプスによって男性原理にもたらされた向上。
〔680〕
- §125. ヘーラクレスによるその向上の完成。オリュムピア祝祭のアポロンの・ヘーラクレス的發展とそこから説明できる女性の何重もの制限。古い女人統治的規律と新しいヘーラクレス的規律との結びつき。女性と蠅の同一視およびオリュムピア祝祭のいっそう高い理念への両者に関係ある規定の関係。〔687〕
- §126. トリピューリアのミニュアス人の伝説。その伝説のなかで支配的な母権的観点の指摘。ネストール族の歴史において傑出した人びとテューロー、クローリス、ペーロー。特に、イーピクロス^の所有するテューローの牝牛についての神話によって解明される非常にきわだった末子相続権。〔697〕
- §127. トリピューリアのミニュアス人の女人統治的文化段階のそのほかの特色、特に宗教における死の思想の支配とテューロー族のすべての分枝における厳格に貫徹された二元論。〔705〕
- §128. 占術の歴史において証明される母性的テルース主義からアポロンの父性への宗教の段階的向上。なかならず占術のメランプースの段階。不幸を予言するものとしてのこの段階の特色、母権の根本思想とこの段階との結びつき。〔707〕
- §129. クリュティオスの予言へのメランプース的予言の向上。クリュティオスの予言と父性的太陽法との結びつきおよび幸福と勝利の予言としてのクリュティオスの予言の性質。特に、メランプースならびにメランプースのクトーニア的原理とのヘーシオドスの関係。
〔713〕

- §130. イアミダイのアポロンの段階、直系と一族不滅の理念へのこの段階の関係。第6『オリュムピア競技祝勝歌』の考察ならびにこの『祝勝歌』に貫ぬかれているアイピュトスの母権とアポロンの結合のなかへのイアモスの登場とこの対立の考察。〔727〕
- §131. メランプース的占術のこのような高揚とアポロンの父性の古い女人統治制に対する勝利との、テーベー伝説圏においてきわだつような対比。この戦いのなかでのアルクマイオンの位置。〔733〕
- §132. エリピューレー、彼女の本源的性質は全き女人統治的である。アポロンの父性の理念によってもたらされたその性質の後代の偽造。最初の〈父を愛する者〉であるアンティロコスとアムピロコス。〔737〕
- §133. ディオニューソス崇拜のエーリス州における浸透とその崇拜に対して土着女人統治的原理によってなされた抵抗。エーリス州における母権の最終的形態。〔740〕

エピゼピュリオイ・ロクリス人

§§CXXXIV-CXLI; CLXII. S. 309-334; 413, 1-414, 1.

- §134. エピゼピュリオイの母権についての証言の総括。この証言と、ギリシア人の故郷のロクリス人ならびにロクリス人と血族関係にあるレゲス人に由来する諸部族の女人統治制についての古代人の陳述との関係。特にパイアーケス人の女人統治制。アーレーテー。〔745〕
- §135. 『エオーエエン』、『名婦伝』、『ナウパクトス史譚』のロクリスの母権への連繫。女人統治制の詩人でありロクリスの国民的英雄であるヘーシオドス。テーバイ、ロクロスの創設、ピンダロスの祖国。この詩人の最古の女人統治的観念への多様な連繫。〔755〕
- §136. エピゼピュリオイ的生活と特性の一連の現象の強調ならびにそのことの女人統治制との関連。特にロクリス人の〈秩序〉、〈客の歓待〉および保守的性向。〔761〕
- §137. イタリアのアマゾーンの原始時代の諸痕跡。特にクレイテー人の都市。古い女国の内的発展過程についての注釈。〔765〕
- §138. エピゼピュリオイ人の母権のアプロディーテー的・ヘテリスム的段階からアテーネーの厳格な婚姻法への進歩。前者の段階が示している本質的特徴の総括。特に、ディオニューソス崇拜の影響とエピゼピュリオイ人のオゾライ族出自とについて。オゾライ・ロクリス人の文化段階。〔769〕
- §139. アテーネーの純粋な規律によるアプロディーテーの抑制。ザレウコスのアテーネーとの結びつき。土着住民と移住民の民族的対立と対比したアプロディーテーとアテーネーの祭祀的対立。ロクリスとローマとの比較。ロクリス人の格言的な奸智〈ロクリスの契約〉と支配的な母権との関係。〔778〕
- §140. タレント市の歴史におけるアテーネーのアプロディーテー征服。ラケダイモーン。パルテノス人ならびにパラントスとアイトラーの神話。大ギリシアの良風にたいするアテーネーと彼女の母権法の意義。〔783〕
- §141. ロクリス人エウノモスとレーギン人アリストーンとのデルポイの競技についての神

話の分枝。この神話のなかにある、ロクリスの母権と結びついている秘教理念。形而下的ならびに形而上的側面からみたテティックスの意義。エピゼピュリオイ人たちのもとのアポロンの宗教とアプロディーテーの宗教の戦い、その決着。〔789〕

§162. ロクリス人の秘教についての補注。

レスボス

§§CXLII-CXLV. S. 334-353.

§142. サッポーとアイオリアの少女たち。この少女たちとオルペウス秘教ならびに理念との関係。オルペウスのレスボスへの関係についての証言の総括。特にオルペウス崇拜の普及に対立するトラキアおよびレスボスの女性たちのさまざまな態度についての神話。入墨と母系による高貴さに対する入墨の関係。オルペウス教の〈男の性欲〉ならびに良風の進歩に対するその意義。レスボスの叙事詩におけるオルペウス教思想のさまざまな段階。特に秘儀的希望とレスボスの哀悼歌との相互関係について。古代人たちによってサッポーに付与された宗教的性質。特にソークラテースによるその性質の強調。両現象の比較。〔801〕

§143. アプロディーテーに対するサッポーの特別な関係。この女神の鏡であるサッポーの全本質。アイオリス人の精神生活の段階。その衰微。〔819〕

§144. マガスの娘でエジプトの王妃であるベレニケと結びついた諸神話の吟味。その神話とオルペウス・ディオニューソス崇拜との、ナイル地方とレスボス島を結びつけているものとの、ラギダイ女性やレスボス女性との関係。〔826〕

§145. 特にレスボスの嫁資法についてのベレニケの規定およびその規定と〈かみのけ座〉との関連。オルペウス教体系とデーメーテルの母権の歴史のなかでの〈嫁資〉の意義。グラックスとアーギス王の政治的努力のなかに確認される、スパルタとローマへのレスボスの・オルペウスの理念の分岐。〔834〕

マンティネア

§§CXLVI-CXLVIII. S. 353, 2-367, 1.

§146. ディオティマならびに彼女のソークラテースに対する位置。この現象とペラスゴイ女性の秘儀の優位との関係。母性の宗教的意義をきわだたせる一連の証言や記念物の総括。〔844〕

§147. マンティネアとその文化の特質についての古代人の証言。ペラスゴイの宗教と良風の最古の諸形態のこの都市の堅持。母性の高揚はここでも〈秩序〉、〈敬虔〉および全国民の民主的平等の基礎である。特に、リュコメーデース人、かれらのデーメーテル的秘教、マンティネアにおけるかれらの存在。〔855〕

§148. ペラスゴイ人の良風の基礎としての母権。母権と関連する若干の現象の高揚。特にヘシオドスにおける銀の人類と母性優位との結びつき、〈正義〉と〈女性の原始的人

種>との結びつき、<老姿>という表記とペラスゴイ的・メトロニューミコンの名前くグライキー>との結びつき、クロノス時代の<偽りのない言葉>と前ヘレニズム時代のデーメーテル的秘教との結びつき、<実的な徳>、農業の奨励および平和的な技芸と生活の母性的基礎との結びつき。これら全現象の統一ならびにこの統一と女人統治制との結びつき。〔862〕

ピュータゴラス主義と後代の体系

§CXLIX-CLI. S. 367, 1-390, 1.

§149. 宗教における、ピュータゴラス主義のデーメーテル的優位への回帰。ペラスゴイ的秘教の再生によるヘレニズムとピュータゴラス主義との意識的な戦い。多数の個々の現象、特にピュータゴラスの数体系、夜や星座や月の優位、<自然法>を全創造物に拡げること、死者崇拜、姉妹関係や娘関係の強調においてのこの観点の証明。カーリアのアプロディーシアスにおけるピュータゴラス的オルベウス教。最古の母権の文化的特徴の再生。〔875〕

§150. ピュータゴラス主義におけるペラスゴイ的・デーメーテル的秘教のいっそうの表出。特にピュータゴラス主義に基礎づけられた女性たちの宗教的使命とそのさまざまな実証。テアノー、サッポーン、ディオティマ、ピュータゴラス派・アイオリス・ペラスゴイ女性たち一般の共通する神官的奉獻的特性。この特性とヘレニズム世界、特にアテナイの現象との一致と対立のより詳しい説明。ピュータゴラス派女性たちの登場と結びついたペラスゴイ的秘儀宗教の再生。類似の現象。国家的女人統治制の固持と新しい基礎づけへのデーメーテル的ならびにキリスト教的マリア崇拜の影響。特にシューラーケーサイの女王ピリスティスとネーレーイス。〔892〕

§151. プラトーン派、エピクローロス派、グノーシス派の体系における母性原理の発展。エピファネオスによるヘテリスム的・アプロディーテー的自然主義の完全な自然性の再生とカルポクラテース派。人類発展の原始状態への回帰。多くの個々の特徴についての最古の母権と新しい母権の一致。民主的生活方向と物事の母性的・物質的観察方法への回帰との関係。前キリスト教的良風とキリスト教的良風の、母性原理と父性原理の対立。異教の最後の努力へのもともと女人統治的な諸部族の特別な関与。家族法の基礎としての母性優位を再導入することの最新の提案。〔913〕

カンタブリアー

§CLXIV. S. 415, 1-420, 2.

§164. カンタブリアーの女人統治制についてのストラボーンの報告ならびにこの女人統治制の個々の表現。このような家族状態とその他の慣習との内的関連の証明とイベリア族の全ての民族性の証明。獲得された結果とイベリア語についてのフォン・フンボルトの研究成果との比較。法におけると同じく方言におけるペラスゴイの本源性の特質。古代カンタ

ブリアーの相続・嫁資制度とヴァスク諸民族の諸原則との、特にバレージュの慣習の規定との関連。このような後代の法体系の描写とストラポーンの報告の解明のためのこの法体系の規定の適用。若干の他のヴァスクの慣習と最古の母権諸部族の観念ならびに習慣との比較。さまざまな民族において、また互いに遠く隔った時代において、女人統治的体系の作用の同質性に関する最終的考察。〔983〕

図表の説明 S. 421〔996〕

1. これは Johann Jakob Bachofen, *Das Mutterrecht. Eine Untersuchung über die Gynaikokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur*, Stuttgart 1861 の目次 (Uebersicht des Inhalts) を訳したものであり、底本には第2版 (バーゼル, 1897 年刊。初版の復刻版) を用いた。したがってパラグラフ番号は、K・モイリー編集による『バッハオーフェン全集』第2巻のものとは一致しない。

2. 上記『全集』版 (Johann Jakob Bachofens Geasammelte Werke, hrsg. von Kare Meuli, Bd, 2, Basel 1948) を参照した。

3. たとえば、標題「リュキア人」の次行にあるのは底本のものであり、§§1-X. CLII-CLIII. はパラグラフ1から10まで、およびパラグラ152から153ということであり、S. 1-28, 1; 390, 1-398, 1. というのは底本の1ページから28ページ左面および390ページ左面から398ページ左面のことである。

4. [] 内は『全集』版のページである。

5. < >内は原文がギリシア語もしくはラテン語である。

女性史研究 第3集

—特集・バッハオーフェン『母権論・序説』—

母から息子へ	紫 雅
母権論・序説	訳・井上五郎
バッハオーフェン	訳・大野 浩
バッハオーフェン	訳・丹後杏一
バッハオーフェン	訳・犬童信義
ギリシアの女神たち	布村一夫
富野敬邦氏を偲ぶ	石原通子

母権

W・H・R・リヴァース

訳・犬童 美子

一 序論

母権とは、ある人の諸権利が、その人の共同体の他の成員たちに対する、そしてまた、全体としての共同体に対する関係において、母を通してたどられた親族関係によって決定される社会組織の一つの形態である。この状態では、ある人が社会にたいして負っている諸義務、その人が享受している諸特権、その人がうけている諸拘束が規制されており、それらの範囲は、その人の母の親族者たちとその人の母の社会集団に対して、その人がたっている諸関係によって決定される。

母権は、社会過程の多数の成員がかかわりをもっている高度に複雑な状態である。次のことは、それを見分けることのできる主たる諸要素である。

(一) 出自——この用語は、氏族、カースト、家族などの社会集団の成員たることを規制している過程に限定されるべきである。母権においては出自は母系的であり、人はその母の社会集団に属する。この用語の使いかたは、共同体がはっきりした諸社会集団に分割され

ているときに、もっとも適切である。この明白さは、族外婚の慣行が、氏族とよばれる諸社会集団をたがいにはっきりと分離させている氏族組織のなかで、もっともあきらかである。家族または血族にもついた社会組織は、たがいにあまりはっきりとは区別されない諸社会集団をつくる。限られた意味か、あるいはひろい意味かのどちらかで、家族における出自についてわれわれが語るとしても、この用語はここではあまり適切ではない。

(二) 血族関係——純粋に母権にもついている共同体では、血族関係はもっぱら母を通してたどられ、父の親族者たちは認められない。世界中どこでも、特に氏族組織をもっている人びとのあいだでは、血族関係はおおくの社会的な諸義務、諸特権、諸拘束をもっており（『宗教倫理百科事典』第七卷七〇五頁）、母権の典型的な状態では、これらの社会的諸機能は母の親族者たちとむすびついているのみ存在している。しかしながらわれわれは、血族関係が父の親族者たちを認めないような社会が存在するという証拠を持たない。けれども多くの場合その諸機能は、それらの親族関係が母を通してたどられるのに比べて非常に限られている。そのよい例は、婚姻が父の親

族者たちのうちのどれかとは許されるのに、母方の同じくらい近い親族者たちとはきびしく禁じられていることである。

(三) 相続——典型的な母権の状態では、子供たちは父からは何も相続しない。彼らの財産権は、母を通しての親族関係によってもっぱら決定される。財産権が主としてあるいは独占的に女たちに帰属するということを、母権は意味するのではない。それどころか、子供たちが父から何も相続しないというような多くの場合に、女たちは財産が共同体のある成員から他の成員に譲渡される道すじをつくるとはいえ、財産の所有からは除外されている。母権のもとの相続のふつうの規則は、男の財産はその兄弟または姉妹の息子に渡るということである。しばしば、財産は兄から弟へ、そして生きのこりの最後の弟が死ぬと姉妹の息子へ渡る。

(四) 継承——この用語は、いかにして地位や公職またはその他の社会的特質が伝達されるかという過程にたいして、もっとも都合よくつかわれる。母権において継承は、ふつう相続とおなじ規則にしたがっている。酋長、司祭あるいはその他の地位や公職の保持者は、その弟または姉妹の子供によって継承されている。

(五) 権威——母権は母の支配を意味するとしばしばみられてきた。しかし母権の例としてわれわれに提供される大部分の社会においては、権威はあきらかに男に——父または世帯の長としての最年長の男に、そして部族あるいはそれに照応する社会集団の長としての首長に、授けられている。けれどもいくつかの社会においては、世帯のなかでの権威は、母の兄弟に授けられ、「伯叔父権」とよばれている社会組織の一形態をうみだしている。そしてあれこれの形態にある母の兄弟の権威は、母権のその他の特徴と結びついている

だけでなく、出自や相続や継承が父系的である社会でも一般的である。ただ非常に稀であるのは、世帯のなかでの権威が母または最年長の女に授けられることである。母権の同義語としてしばしば漠然と使われる「家母長制」という用語は、母の支配の状態に範囲を限定すべきである。女たちが首長または君主である多くの社会は存在する。しかし一般にこの状態は母権と結びついていない。女が支配する人々のなかでは父はふつう世帯の長である。

(六) 婚姻——典型的な形態にある母権は、夫がその妻かたの人々と生活する「妻方居住婚」ともっともふさわしく呼ばれている婚姻様式と結びついている。その極端な形態では、夫はたんにその妻の家庭への時おりの訪問者であるかもしれない。それで子供たちはその父にたいして殆んどあるいはまったく社会的な義務をもたずに成長し、母と母の兄弟の権威のもとで生活する。

典型的な母権の状態では、人はその母の社会集団に属する。彼は母の親族者たちにたいする以外は、なんらの社会的義務の存在も認めようとはせず、父の親族者たちを無視する。財産、地位、公職はもっぱら女たちを通して譲渡される。これはたとえ権威が女に授けられるとしても母権の不可欠な特徴ではない。権威がさづけられたかもしれない。だが女は統治者でないならば、権威は彼女の兄弟たちに帰属するだろう。もっとも典型的な形態にある母権にあっては、父は世帯のなかでは権威をもたない。

このように典型的な母権としてのべられた状態は、非常にまれにおこり、北アメリカのイロクォイ族やセリー族インディアン、アッサムのカアシ族のような人々のなかで、もっとも純粹に見出される。母権の例とみなされる多くの事例では、これにふくまれるいく

つかの社会過程は母との紐帯にもとづいており、他方では他の諸社会過程は父を通してたどられる親族関係によって決定され、もっとも変った種類の社会状態を生みだしている。このようにして、出自は母系的であるのに、継承は父系的であるだろう。血族関係はわれわれの知る限りどこでも、母を通してと同様に父を通して認められた。世帯のなかでの権威は、出自、相続、継承がすべて母系的であるところでもしばしば父系である。さらに社会集団の混合も存在するだろう。あるものが父系的であり他のものが母系的である。これは特に地域的組織が族外婚集団のこととなった諸形態を伴っている場合である。

母系の過程は社会生活の一定の部内だけにあらわれている諸事例がある。それゆえ父系的な諸制度を持っている人々は一般に、奴隷制度と結びついている母系慣行の存在をまだ示さずだろう。自由民の父と奴隷の母との子供たちは、たとえ父が高い地位のものであっても、奴隷であるだろう。他方、自由民の母と奴隷の父との子供たちは自由民であり、もし母が貴族層に属していれば貴族でさえあるだろう。

母権に従っている別の状態は、彼らが同父異母の子供であるときには異母兄弟と異母姉妹との婚姻は許されるが、彼らが同母と異父たちとの子供であるときは禁じられるということである。禁じられているこの婚姻形態は、母権にしたがって不可能であろうが、ゆるさされている婚姻は、母たちが異なる族外婚集団に属しているならば自然である。

母系慣行の他の大きな集団は、母の兄弟の権威によって特徴づけられる。父系の出自、相続、継承を慣行する人々のなかでは、母の

兄弟は時おり父より大きな権威を持っており、この権威は、母の兄弟との紐帯が父との紐帯よりも親密であることを示している他のいくつかの社会機能を伴っているだろう。このように、母の兄弟と姉妹の息子は彼らの財産を共有してもつだろう。あるいは、姉妹の息子はその伯叔父の品物を遠慮なしにとるだろう。母の兄弟はその甥の特別な保護者、指導者としてふるまうだろう。彼は秘密結社の神秘のなかに甥を加えさせるだろう。あるいは、割礼やその変種、耳穿孔、抜歯その他の手術のような諸儀式で指導的な役割を遂行するだろう。

二 分布と変種

民族学者たちの側での母権の錯綜についての無知と無視によって、入手できる証拠は、人々の社会過程が、どこまで母権の過程に照応しているかを、しばしばたしかめさせない。

(1) アメリカ——母権は特に純粋な形態でアメリカに存在している。その多くの人々のなかで、出自、相続、継承が純粋に母系的であるばかりでなく、女は社会生活に参加しており、それは「家母長制」という用語の使用を正当とする。この状態の顕著な例はイロクオイ族とヒューロン族のなかでみいだされ、ここでは女たちは世帯の長であり、首長たちを選びだし、部族会議の大多数を構成する。顕著な例の大部分は、プエブロ・インディアン族のなかでおり、ここではテワ族⁽³⁾をのぞいて出自は母系的であり、家屋は女の財産であり、婚姻は妻方居住的であり、子供たちは母に所属しているとみられている。他の純粋なあるいは支配的に母系的な原族は、カドール族(ポーニイ族、アリカラ族)、ムスコギー族、(クリーク族、チヨ

クトー族、セミノール族)、ユチ族、ティモコ族である。

(1) アメリカについて一般的な報道は Morgan, *Ancient Society*, p. 62—185 をみよ。

HAI i. [1907], ii. [1910]; J. R. Swanton, *Amer. Anthropologist*, vii. [1905] 663.

(2) Morgan, *League of the Iroquois*, Rochester, N. Y., 1851, pp. 84f., 325f.; J. W. Powell, *1 RBEW* [1881], p. 19ff.

(3) *Amer. Anth.* xiv. [1912] 472.

他の事例では、母系や父系の諸部族が一原族のなかにみいだされる。たとえば、スー諸部族は主に父系であるけれども、ピロクシ族、テュテロ族、クロー族、ヒダーツサ族、オトー族、マンダン族は母系である。ウイネバゴ族のなかでは、かつては姉妹の息子が継承したが、女が首長となりえたし、母の兄弟はおおいに権威を行使した。そのうえアルゴンキン族の大部分は父系であるけれども、モヒガン族は母系である。オジブワ族⁽²⁾のなかでは、かつては姉妹の息子に継承された。メノシニー族⁽³⁾のなかには母系相続の証拠と母の兄弟の権威の証拠がある。出自の両方の様式をもっている他の原族はアサパスカン族である。南部の中心からはなれたナバホ族とアパッチ族は母系であるけれども、北部にいる人々の主な集団は異っている。ルーシュー族、タクリ族、タールト族、クナイアホト族のような西方の諸部族は、母系による相続や継承とともに、母系的な半族または氏族をもっている。他方では東方の諸部族は社会的諸権利が父系的に移る諸群から構成されている。多くの語族に分かれてい

たカリフォルニアの諸部族は村落に組織されている。婚姻はしばしば妻方居住的であるが、相続と継承は父系的である。ミウォク族のなかでは、トーテム氏族組織が記録されている。ヨクーツ族のトーテム組織は母系出自と結びついているといわれる⁽⁵⁾。ユーマ原族は父系出自をおこなっているが、母権となんらかの関係があるかもしれない別の形態の社会集団も持っている⁽⁶⁾。組織の地域的な形態は、ホピ族をのぞいてショーショーニー原族のなかでゆきわたっているようにみえる。しかしホピ原族はショーショーニー語を話すにもかかわらず、一般的な文化ではアプエプロ・インディアン族である。組織のこの形態はまた、遠く北方のサリッシュ族にまでひろがっており、そのさきのクワキユトル族は母系のヘイルツウク族、ハイダ族、ツィムシャン族、トリンキット族との中間の環を形成する。ツィムシャン族は母系様式と父系様式の混合の形跡を示している。なぜなら男はその母の氏族に属するにもかかわらず、彼は個人名の一部分として、その父のトーテム飾りの名前をつける⁽⁷⁾。この混合はクワキユトル族のなかでは今もなおより明白である。そこでは男は父の氏族に属するが、彼が結婚するときにはその妻の父のトーテム飾りをうけとる。そして彼の息子にそれを伝えるが、息子はその結婚までそれをつけている。息子の順番がくると、息子は義理の父の飾りをうけとる⁽⁸⁾。

(1) J. Carver, *Travels through the interior Parts of N. America*, London, 1778, p. 259; Radin, *Amer. Anth.* xii. [1910] 214.

(2) Morgan, *Ancient Society*, p. 156.

(3) W. J. Hoffman, *1 RBEW*, pt. i. [1896] p. 11 ff.:

A. Skinner, *Anth. Papers, Amer. Mus. Nat. Hist.*

xiii. [1913] 20.

(4) C. Hill-Tout, *British North America*, London, 1907, p. 143ff.

(5) C. H. Merriam, *Amer. Anth.* x [1908] 562.

(6) A. L. Kroeber, *ib.* iv. [1902] 276; J. P. Harrington, *JAFI* xxii. [1908] 344n.

(7) F. Boas, *Rep. Brit. Assoc.*, 1889, p. 819.

(8) Boas, *Rep. V. S. Nat. Mus.*, 1895.

エスキモー族が氏族組織のなんらかの形態を持っているかどうかは非常に疑わしい。主要な社会単位は家族であるようであり、社会的諸権利は父からその子供たち⁽¹⁾にうつる。

合州国の南部セリ・インディアン族は、⁽¹⁾もともと完全な形態の母権をもっている。女たちは統治において主要な地位につき、時おり彼女らの決定を彼女ら自身で実行にうつす。だが他の場合には、彼女らの兄弟たちが彼女らの希望を実行し、困難なときには彼女らから相談をうける。夫はその妻をたづねるだけであり、彼は別の世帯では母の兄弟の立場で指導的な地位を占めるけれども、妻の世帯のなかではあまり重要でない地位にある。

(1) W. J. McGee, *IZREBEW*, pt. i. [1898] p. 9 ff.

われわれは中央アメリカの人々の社会組織についてわずかの知識しか持たないが、アステカ族は母系であったらしい。とにかく継承に関するかぎり、統治者はその兄弟または姉妹の息子によって跡を

つがれていゝ。

南アメリカの社会組織についてのわれわれの知識は、世界の他の地方よりもさらに断片的である。しかしいくつかの地方で母権の存在の明確な記録があり、他のところではその存在を示唆する諸事実がある。この慣行の一つの中心はコロンビアのサンタ・マルタ半島である。⁽¹⁾そこではゴアジロ族は母系出自をもっているトーテム諸氏族に組織されている。財産は姉妹の息子にわたり、権利侵害に対する賠償は、おもに母方の親族者たちにわたされる。この半島の本来の住民であったといわれるアルアク族のなかでは、われわれは社会組織の本質についての記録をもたない。しかし人々はその出自を女祖先へたどり、女たちは社会生活で重要な地位についている。母権のもう一つの中心は英領ギアナであり、そのアラワク族は母系出自と妻方居住婚を行っている。近くのワラウ族とマクシ族も母系であるといわれる。もしマクシ族の女が他の部族の男と結婚するならば、子供たちはマクシ族に属するだろう。しかしこれらの人々は姉妹の娘と結婚するかもしれないといわれるので、彼らが母系氏族組織をもっているとは思えない。明らかにこの地方は中間の状態にあり、アラワク族の分派であるシウシ族⁽²⁾のなかの父系継承の存在はまたこの傾向を示している。ブラジルで放浪しているアラワク族は母系であり、⁽³⁾シングー河のクリセウ支流に沿ったこの地方に母権のもう一つの中心がある。⁽⁶⁾この地方のバカイリ族は母系である。他の部族の男と結婚するバカイリ族の女の子供たちはバカイリ族に属する。そしてこれは他の部族についても真実である。しかし英領ギアナにおけるように、どんな明白な母系の氏族組織もわれわれは知らない。継承は中間の状態にあるようにみえる。首長はその

息子かその姉妹の息子があるいはその娘の夫によって継がれる。母の兄弟は父と権威の行使をともにしてゐる。

(1) F. A. A. Simons, *Proc. Roy. Geogr. Soc.* vii. [1885] 789; F. L. Nicholas, *Amer. Anth.* iii. (1901) 606.

(2) W. Sievers, *Reise in der Sierra Nevada de Santa Marta*, Leipzig, 1887, p. 91f.

(3) R. Schomburgk, *Reise in British-Guiana*, Leipzig, 1847, i. 169, ii. 314; E. F. im Thurn, *Among the Indians of Guiana*, London, 1883, p. 185f.

(4) T. Koch-Grünberg, *Zwei Jahre unter den Indianern*, Berlin, 1909, pp. 68, 109.

(5) O. F. P. von Martius, *Zur Ethnographia……Amerikas*, Leipzig, 1867, p. 690f.

(6) K. von den Steinen, *Unter den Naturvölkern Zentral-Brasiliens*, Berlin, 1897, p. 285f.

カインギヤング族⁽¹⁾やトンロテイ族⁽²⁾のような南アメリカの他の人々の間では、妻方居住婚である。しかしこの慣習が、母権のその他の特徴と結びついてゐるかどうかを、われわれは知らない。

(1) Borba (Barboz), *Globus*, 1. [1886] 235; Ambrose-tti, *ib.* lxxiv. [1898] 245.

(2) E. Nordenskiöld, *Indianerleben*, Leipzig, 1912, p. 92.

(2) オセアニア——ポリネシア人の大多数は氏族組織のどんな形態も持っていないし、彼らの地域的組織をわれわれはわずかしら知らないので、出自の性格はうたがわしい。ティコピヤ島におけるように氏族組織が存在するところでは、それははっきりと父系的である。人々の共産主義はまた相続の性格をうたがわしいものにしてゐる。だがそこでは、母権をともなつてゐるならかの譲渡様式についての証拠はたしかにない。首長たちはふつと、その子供たちに受けつがれる。この相続様式は世襲的な占有をふくんでいる。けれどもトンガ島では、継承は姉妹の息子に渡るのである。そして女はポリネシアのいくつかの地方では、首長であるだろう。一般に父は世帯の中で権威を持つてゐる。トンガやティコピヤのようないくつかの島では、母の兄弟がある一定の社会的機能を持つが、権威の何らか特別の行使を示すようなものではない。ニュージールランド⁽³⁾やおそろくどこか他のところでも、妻方居住婚はひんばんである。

(1) W. H. R. Rivers, *Hist. of Melanesian Society*, Cambridge, 1914, ii. 239.

(2) R. Taylor, *The Ika a Maui*, London, 1855, p. 164.

他方、ミクロネシアは、はっきりした母権の所在地である。マーシャル島、モートロック島、ヤップ島を除くカロリン群島は、母系的な譲渡様式が一般的である。ポナペ島では母系出自を持った族外婚の氏族があり、財産は姉妹の息子たちに渡される。ヤップ島⁽¹⁾だけでは息子がその父のあとをつぐ。どこか他のところでは、父は子供たちにとっては、よそものといわれている。婚姻は多くは妻方居住⁽²⁾のようである。マリアナ諸島では、女が家の中で⁽³⁾は完全に支配す

るといふことが、われわれに語られているすべてである。ペルー諸島では母系出自をもっている族外婚のトーテム氏族がある。

(1) J. Kubarly. *Mit. der geogr. Gesellsch. in Hamburg*, 1878-79, p. 224.

(2) F. W. Christian, *The Caroline Island*, London, 1899, p. 74.

(3) C. Le Gobien, *Hist. des iles Mariannes*, Paris, 1700, p. 59.

(4) J. Kubarly, *Die socialen Einrichtungen der Pelauer*, Berlin, 1885.

メラネシアはふつう、母権の最も明白な例の一つとみなされている。しかし出自が母系であるところでも、その社会組織は典型的な状態から、著しくはなれているので、用語が正しく使われたかどうかを疑わしいとさせる。出自はしばしば母系的であるが、ニューカレドニア島では父のあとを継ぎ、ニューヘブリディス諸島の多くの島々では、サンタ・クルース島の一部分とおなじくそうである。フィジー諸島の多くの部分やソロモン諸島のある地方のようなその他の地方では、氏族組織のないことが、出自の性格をうたがわしいものにしてゐる。首長職はそれがまったく世襲であるところでは、つねに父系であり、相続は中間状態にある。財産はあるところでは子供たちへわたり、他のところでは姉妹の子供たちに渡る。一方、他の場所では、別の種類の財産は別の相続の規則に従っている。ニューヘブリディス諸島のサントでは、人々は個人名の一部として父のトーテムをうけるが、母の氏族に所属している。フィジー諸島の

ヴァヌア・レヴでは母系出自であるが、男は父のトーテムに特別の敬意を払う。けれども彼は母の氏族に所属し、母の聖地を相続する。出自が母系的であるところさえ、妻方居住婚はひんぱんではな。そこではいつも伯叔父の側での権威の特別な行使をつねに示さなければならず、男とその母の兄弟の間のはっきりした社会関係はしばしばある。

(1) Rivers, ii, 90.

(2) A. M. Hocart, *Man*, xiv. [1914] 2.

(3) オーストラリア——この大陸には少なくとも四形態の社会集団がある。半族、母系的婚姻階級、地域集団、トーテム集団である。これらのうちの二つあるいはそれ以上のものが共存するだろうから、一つ以上の出自規則があるだろう。

中央オーストラリアのデイエリ族とヌガラバナ(ウラブンナ)族のあいだのように、単純な二分組織があるところでは、半族に關するかぎりでは出自は母系である。

母系的婚姻階級の場合における出自の特色は、それが父系的でも母系的でもないことである。しかし子供は父か母かのどちらとも異った婚姻階級に属する。婚姻が正統的な規則に従うところでは、婚姻階級の出自か、半族——その諸細分とみられているのは諸婚姻階級である——の出自かの性格を明確に語ることは不可能である。婚姻はいつも通常の法則に従うわけではない。しかし、A・R・ブラウンは、出自の真実の性格を見つける方法として、八婚姻階級をもっているいくつかの諸部族の例外的な婚姻をもちいている。R・H・マッシュウによって提供された証拠によれば、彼はアランタ族の間で

は、正式でない婚姻の主な形態の子供たちは、もし男の正式の婚姻による子供たちであったならば、子供たちが属したのである。婚姻階級に属することを示している。このようにこれらの人々の間での出自は、父によって決定されるということを示している。他方では、トジンギリ族の間では、正式でない婚姻による子供たちは、もし彼らの母と夫との結びつきが規則に従って結婚した結果の子供たちであるならば、所属したであろうところのグループに属する。ここでは出自は、婚姻階級に関する限り、間違いなく母系であることを示している。

地域集団はたぶんいつも父系的である。しかし社会集団のこの形態は、民族学者たちによって大いに無視されている。そしてわれわれはこの出自様式が、普遍的であるかどうかを示す今後の報告を待たねばならない。

トーテム集団は出自のひどい多様性を示している。ある時はトーテム集団は地域集団と一致する。そしてそのようなところでは、出自は必然的に父系である。他の場合、トーテム集団が母系の半族の細分を形成するところでは、それらは等しく母系を必然としている。ディエリ族の間ではトーテム組織の二形態がある。ピ、ン、タ、ラとよばれるトーテムの一種は、伝説や儀式の特別な知識とともに父から息子へ伝えられるが、マ、ド、ウ（ハウウィットによるとム、ド、ウ）とよばれる他の種類のトーテムを母からうけつぐ。トーテムの母系の譲渡と父系の譲渡の間の人々の中間的な状態は、父がしばしば彼の息子へピ、ン、タ、ラにくわえて、マ、ド、ウを譲渡するという事実によって示される。それぞれの男はまた、その母または母の親族者から母系の祖先に関する伝説についての特別な知識などを得ている。⁽²⁾

オーストラリアでは共産主義的な習慣と個人財産のわずかな発達がある限り、半族または婚姻階級の出自と同じ系統によるようである。このようにしてアラント族のなかでは、変則的な婚姻が父系出自をしめすのであり、あるもの特にチュ、リ、ン、ガまたは先祖伝来のうなり板は、男からその息子へわたるか、男が息子を持たないなら彼の兄弟や兄弟の息子へわたる。トジンギリ族と変則的な婚姻が彼らに母系出自を持つことを示している。その他の諸部族の間では、財産は母の兄弟か娘の夫に渡り、相続人たちは死んだ男の母の半族の男たちである。後者の相続様式は、北方地域のいくつかの部族の間にもあらわれている。⁽³⁾

オーストラリア族は酋長も司祭も持たないので、継承の問題はまったく重要でない。呪術師または医者の特長な力は、特別な加入過程によって取得される。おそらくこの項目のもとの最もはつきりしている話題は、土着の伝説や儀式の知識であり、ディエリ族の間ではその知識の二重の特徴はすでに考察されている。他のところではこの種の知識はトーテムズムと密接に結びついていて、たいていトーテムの譲渡の諸法則に従っている。

(1) *Man*, x. [1910] 55, xii. [1912] 123.

(2) O. Siebert, *Globus*, xcvi. [1910] 48.

(3) B. Spencer, *Native Tribes of the Northern Territory of Australia*, London, 1914, p. 250.

(4) ニューギニア——この地方での母権の最もはつきりした例は、南東の島々のマシム族の間にあらわれている。⁽¹⁾メラネシア語を話す

この人々は、メラネシア一般のごとくでみられるよりも純粋な形態で、母権を行っている。人はその母のトーテム氏族に属するのみならず、ある地方では、財産は彼の姉妹の子供たちに渡る。そしてどこでも首長は彼の兄弟または彼の姉妹の息子によって継承される。パプア湾の諸地方では、出自はおそらく母系であるが、首長の地位の継承は父系である。母権がはっきりと広く行なわれている別の地方は、マンベラモ湾流域であり、ニューギニアのオランダ領であるが、そこでは少年は母の部族に属し、彼が父方の人々と生活する時でさえ、母の部族の特有な衣服を着ている。

ニューギニアの他のところでは、あちこちで母権の徴候があらわれているけれども、父系的慣習がみいだされる。だから二分組織の形態を持っているメケオ族の中では、出自はときには母系によってつたわるが、隣接のポカオ族の間では出自はときには母系であり、女は首長になり、彼女の子供によって継承される。コイタ族、モツ族、ロロ族、メケオ族の人々の間では、母の兄弟は一定の社会的な諸機能を持っている。これらの機能はトレス海峡の西方の島々では高度に発達している。そこでは父系的な出自、相続、継承とならんで、母の兄弟が父より大きい権威を持っている。⁽³⁾

(1) C. G. Seligman, *The Malaysians of British New Guinea*, Cambridge, 1910, p. 435f.

(2) M. Moszkowski, *ZE* xliii, [1911] 323.

(3) *Rep. Cambridge Exp. to Torres Straits*, v, [1904] 144.

(5) インドネシア——父権はマライ群島の多くの地方のいたるところ

ろに広く行われている。チモール島⁽¹⁾のあるところでは妻方居住婚の独特な形態がある。そこでは夫は、しばらくしてその子供たちを残して自分自身の家にもどるが、子供たちがその母の財産を相続する。スマトラのいくつかの地方で、母権はその最も明白な形態で存在している。⁽²⁾

ミナンカバウ、上部バダングその他の諸地域のマライ族の間では、母系氏族や極端な形態の妻方居住婚があるが、そこでは夫が彼の母の家に住みつけ、彼の妻を訪ねただけである。人々は長屋に住んでいるが、それは一人の女から出自した人々から成る広い意味での家族を収容しており、世帯の長は指導的な女の長兄である。彼はその姉妹の子供たちの父の立場をとるが、彼の財産はその兄弟たちと姉妹たちによって享有されたあとで、姉妹の子供たちによって相続される。ミナンカバウの状態と父権との間の中間的な組織の形態は、チガ・ロエレングにあらわれている。ここでは夫と妻は一緒に住むが、父はその子供たちに対してあまり力を持たない。権威は彼らの母の長兄によって行使される。結婚の時の夫または妻に属する財産は、彼らのそれぞれの氏族に渡るが、結婚後に彼らによって獲得されたものは、彼らの子供たちと彼らの姉妹の子供たち間で分配される。

(1) H. O. Forbes, *A Naturalist's Wanderings in the Eastern Archipelago*, London, 1885, p. 457.

(2) For a more complete account of the distribution of mother-right in this island, see J. G. Frazer, *Totemism and Exogamy*, ii, 185ff.

(6) アジア——東アジアでは、北方のアイヌ族、南方のカンボジア

で可能であることを除いては、母権の例はない。

アイヌ族の間では、母を通しての親族関係が父を通しての親族関係より、より重要であるといわれている。母の兄弟は家族集団の最も重要な成員であるが、われわれは出自または相続について正確な報告を持っていない。シベリアの人々はふつう父系氏族に組織されているが、妻方居住婚はしばしば存在している⁽¹⁾。

インドには母権の二つの中心がある。その一つはこの状態の最も明白な事例をあたえている。アッサムのカアシ族とシンテン族によってしめされる。出自は氏族のなかでは母系であり、氏族の女祖先までさかのぼり、曾祖母の母系の子孫からなる親族集団を包含する。家とその他の財産は女に属し、夫または父は、結婚後のある時に、彼が妻と子供たちを他の家に移すというような場合を除いて、権威を持たない。財産は娘たちによって受けつがれ、家やその家具は末娘に行く。娘たちがいない時には、相続は母の姉妹の娘に渡る。キーリム地方を除いて、シエムすなわち首長は男であるが、彼の兄弟または彼の長姉の息子によって受けつがれる。近隣のワール族の人々は、男たちと女たちの双方が相続するという中間的な形態を示している。しかし末娘は余分の分け前を手に入れる。カアシ族の西方に住んでいるガロ族とメガム族あるいはカアシ族とガロ族との融合であるリンガム族は、カアシ族の母権にびつたり類似した母権の形態を行っている。男は財産を相続できないが、彼自身の努力によって得たものだけは所有できる。それでもやはり、彼は彼の妻の財産にたいして、いくらかの管理権を行使する。そして彼の死の場合にこの管理権を行使するように、彼の氏族の成員、ふつう彼の姉妹の息子を指名することができる。ガロ族と親しくしている北ベ

ンガルのコチ族の間では、婚姻は妻方居住であり、男はその妻や妻の母に従うといわれている⁽²⁾。

(1) M. A. Czapliska, *Aboriginal Siberia*, Oxford, 1914, p. 23f.

(2) P. R. T. Gurdon, *The Khasis*, London, 1907, p. 63f.

(3) A. Playfair, *The Garos*, London, 1909, p. 62f.

(4) B. H. Hodgson, *Proc. Asiatic Soc. Bengal*, xviii, [1849] 707.

インドのいま一つの母権の中心はマラバール海岸であり、そこでは母系の出自、相続、継承がナヤール族、北方のティヤン族、ムハマダン・マピラ族さえも含むその他の人々、あるいは北マラバールのモプラー族によって行われている。マルマ、カタヤムとして知られているこの法制度は、インドのこの地方のいわゆる多夫一妻婚とよばれているものとして結びついている。この地方では習慣的であるナムプティリイ(ナムブリ)の男たちとナヤール族の女たちの結びつきでは、父は自分の子供たちとほとんど接触しないが、接触することは冒瀆である。

出自、相続、継承が父系である南インドのどこかでは、妻方居住婚は時おり、イラムとして知られる形態であらわれる。この習慣は、息子のないところの家族のなかでとくにおこり、結婚のあと彼女自身の家にとどまっている娘によって男の相続人が得られる。妻方居住婚はセイロンにもあらわれている。

コーカサスのいくつかなんかは、母権の諸痕跡を示している。た

たとえば奴隷と自由人の間の婚姻では、子供は母の身分を受けつぐ。女は子供の出生のために彼女の父の家に行くのが習慣である。母方の伯叔父は多くの権威を持ち、グルジアでは血の復讐⁽²⁾に関するすべてのことでは主要な役割をしめている。

母権についての最も初期の記録はリュキアのものである。そこではヘーロドトスによれば、人々は母の名をつぎ、自由民と奴隷との結婚における子供の身分は母の身分によって決定された。

イエメンのアラブ人の中では継承は姉妹の息子に渡り、アラビアとパレスチナのセム族の多くの記録は、母権⁽³⁾の初期の状態の証拠と見なされている。アブラハムの物語が実例を与えている半兄弟と姉妹の婚姻は、どこでも母権をとまなっている。「創生記」三二章四三節や「士師記」八章一九節のような、『旧約聖書』の中のいくつかの箇所は、社会組織のこの形態を示唆している。

現在では母の兄弟は、パレスチナではある程度の権威を持つており、ベドゥ(ベダウィ)では結婚式で用いられる形式は、母性がたいていへん重要であることを示している⁽⁴⁾。

(1) W. Sobolsky, *Russ. Rev.* xii. 2 (1883) 176.

(2) M. Kovalevsky, *Tableau des origines et de l'évolution de la famille et de la propriété*, Stockholm, 1890, p. 21.

(3) See W. Robertson Smith, *Kinship and Marriage in Early Arabia*, new ed. London, 1903; G. A. Wilken, *Het matriarchaat bij de oude Arabieren*, Amsterdam, 1884, Germ. ed., Leipzig, 1884; and J. R. Wetzstein, *ZF.* xii. (1880).

(4) Mrs. H. H. Spoor, *Flxxi.* (1910) 270f.

(7) アフリカ——北アフリカのセム族は明確に父系であるが、英領エジプト・スーダンのいくつかのアラブ部族では、妻はそれぞれの子供の誕生のために自分自身の家にもどる——この習慣はたぶん妻方居住婚と結びついていた。ハム系のベジャ族は現在父系であるとはいえず、五世紀前には彼らは母系で系譜をかぞえ、姉妹の息子たちと娘への継承を慣行していたことを示す記録がある。ボゴ族、パリア族その他の血縁のハム族、あるいは部分的にハム系の人々の間では、彼らの制度の父系的な特徴が、その他の点で非常にはっきりしているとはいえず、母の兄弟は、社会生活のなかで重要な地位を占める。

南コルドファンのヌーバ族は、シルク族やデインカ族のような混合ハム族やナイル川地方のネグロの人々の大部分の父系制度にたいする著しい例外を形成する。少年が成長すると、父よりもより緊密な関係を持つている彼らの母の兄弟たちと、ますます多くの時間をすごす。財産は姉妹の息子たちに渡され、男は妻方の人々とする期間生活する。マサイ族、ナンディ族、スーク族、そして熱帯の東アフリカの北部のその他の部分的にハム系である人々には、純粋に父系である。

ハンター族の人々は社会的諸権利の転移の様式では多くの多様性を示している。ニアサ湖とロヴーマ河⁽⁴⁾の近くには、ワ・ヤオ族、アチュワ族、ワ・マコンデ族、ワ・マクア族のような多くの明白な母系諸部族がいる。子供たちは母のトーテムを受け、首長はその姉妹の息子によって受けつがれる。母の兄弟は最も近い親族者で、その姉妹の子供たちの自然的な保護者とみなされている。エニアンジャ族は出自の二様式を慣行している。しかし父系部分のみはアマ・ズール

一族の分派のアンゴニ族からこの転移形態を受けついでたといわれている。この人々はアマ・ホザ族⁽¹⁰⁾、バ・スト族⁽¹¹⁾、バ・ソング族⁽¹²⁾、南東アフリカのその他のマンツール族の人々とともに、母の兄弟がより多くの権威をおこなうけれども、明確に父系である。

(1) See Seligmann, *JRAS* xliii: 649.

(2) W. Munzinger, *Ost-afrikanische Studien*, Schaffhausen, 1864, pp. 207, 477f., 527f., *Ueber die Sitten und das Recht der Bogos*, Winterthur, 1859, p. 75.

(3) The writer is indebted to Professor and Mrs. Seligman for this information.

(4) H. H. Johnston, *British Central Africa*, London, 1897, p. 471; A Werner, *British Central Africa*, do. 1906, p. 252ff.; K. Weule, *Native Life in East Africa*, Eng. tr., do. 1909, p. 309.

(5) G. Fritsch, *Die Eingeborenen Sud-Afrikas*, Breslau, 1873, p. 117.

(6) E. Casalis, *Les Bassoutos*, Paris, 1859, p. 190.

(7) H. A. Junod, *Life of a South African Tribe*, Neuchatel, 1912, i. 221f.

ニアサ湖から北の方へ行くと、われわれは母系出自から父系出自への多少ともゆるやかな変化を見出す。ワ・サガラ族とワ・マン族ははっきりと母系であるが、リンディ市附近の諸部族の間では相続と継承は、姉妹の子供たちに渡る。ワ・ニアムウエシ族やワ・

ジャガ族のようなその他の諸部族では、出自の様式は花嫁代償を払うか払わないかに従って変わる。子供たちは後者の場合には、母方の人々に属し、前者の場合には父方の人々に属する。一般にこの地方では社会制度は、沿岸から奥地へ進むにつれて、より父系になりがちである。

ウガンダのバ・ガンダ族⁽¹³⁾、バ・ヒマ族⁽¹⁴⁾、バ・ニオロ族やその他のマンツール族の人々は、はっきりと父系である。ただ例外的な特徴は、継承様式は純粹に父系であるのに、ウガンダの王は、王位に結びついているごくつかの他のトーテムもまた受けつぐとはいえ、彼の母のトーテム氏族に属するところである。

クルキー領ロンゴウの北部のマンツール族は主として父系である。⁽¹⁵⁾バ・ヌガラ族の間では、子供たちが相続するが、出自の様式は家族会議によつて決定され、その家族会議が、子供がその父のトーテムを受けつぐかどうかと普通には定める。ここでは東アフリカにおけるときなどと同じく規程がおこなわれている。社会制度は奥地から沿岸へ進むにつれてより母系になる。母権はまだ、⁽¹⁶⁾ロマンゴやアンゴラで見いだされる。

(1) J. Kohler, *ZVfRW* xv, [1902] 27; H. Cole, *JAI* xxxii, [1902] 305ff.

(2) J. Roscoe, *The Bagandwa*, London, 1911, p. 128ff., *The Northern Bantu* (in press).

(3) J. H. Weeks, *Among Congo Cannibals*, London, 1913, p. 111f.

(4) O'Hier de Grandpré, *Voyage à la cote occidentale d'Afrique*, Paris, 1801, i. 109.

南西自由コンゴ⁽¹⁾のバンツ族の一集団では、財産や地位は兄弟か姉妹の息子に伝えられる。そしてこれらの人々の一つであるバムバラ族のあいだでは、親族関係は父系によるよりも母系で数えられるといわれる。継承が母系であるだけでなく、首長の母は権威でないとしても大きな尊敬をうける。われわれは出自のいずれかの系統をもっている明確な社会集団についてははしらないが、その肉を食べないことによって動物に尊敬が示される。そしてこのイキナ・バリは父から息子へ伝えられている。この制度は、おおかた確実にトーテム集団の一種類である。それでこれらの人々は、メラネシアに見いだされるのと殆んどまさに反対の状態を示している。相続と継承は主として母系であるのに、出自は父系である。殆んどたしかにみえるように、もしイキナ・バリがトーテムの一形態であるならば、われわれは父系出自とトーテムの関係を例をここに持つのである。このむすびつきは、南西アフリカのオバ・ヘレロ族のあいだでより強力にあらわれている。この人々は、一方は母系で他方は父系である二つのはっきりした社会集団の形態をもっている。もっとも最近の信頼できる記事は、母系のエアンダと動物あるいは植物のはっきりしたむすびつきはないけれども、父系のオルズがはっきりとトーテムであることを示している。

ナイジェリアとその西の地方では、われわれは母権と父権のあいだの興味深い一連のうつりかわりをみいだす。われわれが知っている最西の人々は、黄金海岸⁽³⁾のトシ語を話す人々である。彼らは母系出自のトーテム集団をもち、財産は同じ母から生まれた長兄に、兄弟がないときには長姉の息子に渡る。ただ、甥がないならば、息子が相続する。もし息子がいないならば、奴隷の頭が相続する。継

承は兄弟と姉妹の息子に渡る。アブスアとよばれるトーテム氏族に加えて、トーテムの特徴をもつらしいストロとよばれる集団もある。これらの集団では、出自は父系であるか、または人々自身がそうするように、「人は彼の父や彼の母の家族のフェティシユを受ける」が、この状態はオーストラリアのデイエリ族の二つのトーテム集団に著しい類似をもつ。近隣のファンティ語を話す人々のあいだでは、息子は母の財産を相続するだけである。もし男が姉妹の息子をもたないならば、その男の財産を奴隷が相続する。

(1) E. Torday and T. A. Joyce, *Les Bushongo*, Brussels, 1910, JAI xxxv. (1905) 398 ff., xxxvi. [1906] 39ff., 272ff., JRAS xxxvii. [1907] 139.

(2) E. Dannert, *Zum Rechte der Herero*, Berlin, 1906.
(3) A. B. Ellis, *The Tshi-speaking Peoples*, London, 1887, pp. 234, 297.

(4) C. H. Harper, *JAI xxxvi*. 178ff.

ダホメ⁽¹⁾のエウェ語を話す人々のあいだでは、親族関係は下層階級では女を通して、上層階級では男を通して数えられる。前者では財産は兄弟や姉妹の息子に渡される。けれども首長は彼の息子によって継承される。トゴランドのエウェ族は母を通してよりもむしろ、父を通して親類関係を数えるといわれている。しかし、母の兄弟は適当な相続人である。割礼技術の知識は父から息子へと伝えられるということは注目すべきである。東方へ行って、ヨルバ族⁽³⁾の人々のあいだでは、われわれは出自のなんらかの明確な規則を知らない。しかし人々は親族関係を両方の系統であとづけるといわれる

し、首長は彼の息子によって継承される。母を通しての親族関係が非常に重大であるという事は、同父異母の子供たちが、ほとんど血族者とみなされていないという事実によって示される。男の財産は彼の息子たちに、女の財産は彼女の娘たちに渡る。ヨルバ族のとなり、婚姻の二つの形態をおこなうエド族⁽⁸⁾がくる。一つの形態は、明らかにもっとふつうであるア、モイヤ婚で、子供たちは父の氏族に属する。イソ、ミとよばれる他の形態では、子供たちが父によって買われないか、もっとあとの生活で子供たちが彼らの父の土地にとどまることを選ばないならば、子供たちは母の氏族に属する。エド族がそこから来たといわれているソボ地方では、妻方居住婚である。またもっと遠く東方のイボ族⁽⁹⁾は父系出自をおこない、子供たちは彼らの母の氏族に属し、彼らの母の父の相続人であるというエド族のイソ、ミ婚と一致するイデ、ヴェ型の婚姻のばあいを除いて、財産は息子たちに渡る。一般に、男は息子を持たない時だけ、この婚姻形態を結ぶことを彼の娘に許す。このような慣習は南インドのイラムに似ている。

(一) A. B. Ellis, *The Ewe-speaking Peoples*, London, 1890, p. 177f.

(二) J. Spieth, *Die Ewe-Stämme*, Berlin, 1906, p. 120.

(三) A. B. Ellis, *The Yoruba-speaking Peoples*, London, 1894, p. 174.

(四) N. W. Thomas, *Edo-speaking Peoples of Nigeria*, London, 1910, i. 47f.

(五) Thomas, *Ibo-speaking Peoples of Nigeria*, London, 1913, i. 31, 86, ii. 60.

(8) ヨーロッパ——母権のある形態は、ほとんど古代ヨーロッパの人々にはなかったとはされない。おそらくもっとも明白な証拠は、父が少ししか権威を持たないで、それについて、女たちは財産をもち、彼女らが自身で行使できない時でさえ、子供たちに権利を伝えるバスク族から由来する。ストラポーン⁽³⁾にしたがえば、スペインでは、女たちは家族の長であり、ピクト族は母系であるといわれている⁽⁴⁾。その証拠のおもな情報は、王たちの父たちは、王様でもなくピクト族のものでもなく、近隣の諸部族に属するといわれることにある。ケルト族では、王や呪術師は、姉妹の息子によって継承されてきたといわれている⁽⁵⁾。アイルランドでは姉妹の息子は重要であった⁽⁶⁾。イギリス歌謡におけるこの親族者へのたびたびの言及は、母権の特徴の一つである男とその母の兄弟との間の親密な関係を、F・B・ガンメアに推論させている。タキトウスによる母の兄弟の権威についての記述は、テュートン族のあいだの母権のために主要な証拠をあたえている。しかし、ロンバルト族の系統図の首位にある女の地位やニーベルンゲンの歌やエツダの中の数節は、同じ傾向になることをしめしている⁽⁷⁾。墓石にしるされた諸刻銘やその他の諸事実は、エトルリア族のあいだに母権のなんらかの形態がひろくおこなわれたことをしめしている。そして組織のこの形態はまた、ラティウム⁽¹¹⁾の初期の住民たちのために主張されてきた。ギリシアのさまざまな要素の住民のあいだでの母系制度のための証拠が、より多く議論されてきた。おそらく、もっとも強力な証拠は、アテーナイにおいて、半兄弟と姉妹は、同父のときには婚姻が認められたことである。最後に、むしろヨーロッパであるとはいえず、トランシルバニア⁽¹²⁾のジプシーが言及されるが、彼らのあいだでは、父はその子供たち

におまり興味を示さない。もし彼らの母が死に、ふいつうやうであるように彼らの父が他の「氏族」の女と結婚しても、子供たちは母からの人々のもとにたどり着いてゐる。

- (1) O. Schrader, *Reuller der indogerm. Altertumskunde*, Strassburg, 1901, pp. 564-566, 576; H. Hirt, *Die Indogermanen*, do. 1905-07, p. 706f.; B. Delbrück 'Das Mutterrecht bei den Indogermanen,' *Preuss. Jahrbücher*, lxxix. [1895] 14-27.
- (2) E. Cordier, *De Organisation de la famille chez les Basques*, Paris, 1869, p. 42f.
- (3) P. 165.
- (4) Melennan, *Studies in Ancient History*, p. 102; H. Zimmer, *Zeitschr der Saugny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, xv. [1894] 209.
- (5) J. Rhyŷ, *Celtic Folk-lore*, Oxford, 1901, p. 637.
- (6) H. d'Arbois de Jubainville, *Cours de littérature celtique*, Paris, 1883-1902, vii. 187.
- (7) *An English Miscellany presented to Dr. Furnival*, Oxford, 1901, p. 133.
- (8) *Germ.* 20, *Ann.* xii. 29.
- (9) L. von Dargun, *Mutterrecht und Ranbehe*.
- (10) Bachofen, *Die Sage von Tanagwil*, p. 281f.
- (11) W. Ridgeway, *Proc. Brit. Acad.* iii (1907-08) 32.
- (12) See, among many other works, McLennan, *Studies in Ancient History*, p. 235; H. J. Rose, *FL*

xxii [1911] 277 ff.

(13) H. von Wisllocki, *Vom wandernden Zigeuner-volke*, Hamburg, 1890, p. 66.

三 混合諸形態

前述の概観は、出自が転移の様式に従い、相続や継承のような他の社会過程が他の様式に従うばかりでなく、そこではまた二種の出自があるかもしれないことを示している。これは特に、一地域集団が、族外婚的な諸氏族または半族と結びついているところで、しばしばおこる。地域集団が父系であるのに、氏族または半族が母系であるのがふつうの規則である。混合のもう一つの種類は、オーストラリアのディエリ族と西アフリカのトシニ族に見いだされるものである。そこでは出自の異なる様式をもっているトーテムズの二形態がある。父系トーテム集団が、おそろくトーテムをもたない母系諸氏族とむすびついている南アフリカのオバ・レロ族の状態は、出自の二つの様式の組みあわせのもう一つの例をもたらしつゝある。あまりはつきりしていない状態は、一つかもう一つの明確な出自様式と結びついているものであり、そこからは出自が数えられない一方の側の親族者たちとのはっきりした社会関係の中に、個人をいれるという慣習がある。興味ある実例は、遠く分離された北アメリカのツィムシャン族やニューヘブリデス諸島のサントの人々のあいだにある。これら両地域では、人はその母のトーテム氏族に属するが、彼の個人名の一部として父のトーテムを受けつぐ。譲渡の二つの様式の混合を示す他のトーテムズムの形態は、ニューギニアのツィム族やフィジーのヴァヌア・レヴの人のあいだにみいださ

れる。ここでは、母の社会集団に属している人々は、父のトーテムに特別の敬意を払う。まだもっと風変わりな例は、北西太平洋岸のクワキユトル族のそれである。人は父の氏族に属するが、父が結婚した時に妻の父からうけとったトーテム飾りを父から受けとることによって、間接に母の氏族との関係をもつのである。

四 関連した諸状態

現在では人種と母権を結びつけることは可能ではない。オーストラリア族、メラネシア族、インドネシア族、バンツ族、西アフリカのネグロ、北アメリカのインディアン族を含む多くの人々のあいだでは、父権と中間諸形態とが並んであらわれている。現在ではコーカサスや蒙古の人々のあいだには母権はないが、このことがいってもそうであるならば欠如は疑わしい。母権を文化段階とむすびつけることにはもっと理由がある。母権を行なう人々の大部分は、段階では低く位置づけられるが、アッサムのカアシ族、インドの西沿岸の人々、スマトラのミナンカバウのマライ人、北アメリカの多くの部族では、このような一般化にたいする明らかな例外がある。

すでに指摘したように、その最も純粋な形態の母権は、氏族組織と結合しただけあらわれることができるが、それはこの組織のある特定の形態と結びついてはいない。共同体全体が二つの族外婚的半族を形づくる二分制度は、メラネシアではつねに母系であり、オーストラリアでは階級婚制度とくみあっていないが、北アメリカの二分制度は時には父系である。

トーテムズムは出自のどちらかの形態とは、なおあまり関連づけられていないのがふつうである。前述したように、一つは母系出

自とむすびついており、他は父系出自とむすびついており、トーテムズムの二つの形態さえ、ある人々はもつかもしれない。母系譲渡のいくつかの場合をともなっている父のトーテムとの特別な関係は、トーテムズムと父権との独特な結びつきを示唆している。他の考察はまたトーテム組織が父系でありがちであることを暗示する。⁽¹⁾地域基盤にもとづく社会制度、とくに地域族外婚をもつ社会制度は、ふつう父系である。親族関係が双方でひとしく重要である氏族組織が欠けている社会では、相続と継承が母系であることは例外的である。

(1) For Malaisia see Rivers, ii: 337.

母権が特に氏族組織と結びついているならば、われわれは類別制の親族名称体系すなわち「氏族」的親族名称体系と関連しているのをみいだすことを期待するだろう。われわれは類別制親族名称体系を用いずに、明確な母権をもった人々をなんらしない。この相關関係は、類別制親族名称体系と血族制度が並んで存在しているアフリカの多くの地方では、とくにいちじるしい。このように英領エジプト・スーダンでは、類別制親族名称体系をもちいている人々はヌーバ族だけであり、かれらはまた、母権を慣行している唯一の人々である。さらに、母系制度から父系制度への転移を明確に示している西アフリカの一連の人々のなかで、類別制親族名称体系を持ち、社会制度がもつともはっきりと母系であるのはトシ族である（上掲書、八五六頁左欄をみよ）。

母権がとくに農業と関連があるかもしれないと想定するにはいくつかの理由がある。北アメリカでは典型的な氏族制度が、とくにト

ウモロコシ地方⁽¹⁾にみいだされる。アフリカでは母権は、父権が牧畜生活と関連するのに対して、主として農業によって生活する人々のあいだに特に存在するようである。しかしながら、その関連は決して普遍的ではない。

(1) Swanton, Amer. Anth. vii. 671.

五 母権の残存

この表現によって父系の基盤のうえに組織された社会においてみいだされた社会的慣習を意味している。それは母権の本質的随伴物があり、それゆえこの社会形態のより初期の存在の痕跡であると推定された。そのように考えられる諸慣習のもっとも主要なものは、男とその母の兄弟のあいだの関係である。出自、相続、継承が父系である多くの人々は、母権の社会的慣行のなかで顕著であるような男とその姉妹の子供とのあいだのまさにそのような関係の存在を認めしている。それらがそのような残存であることは、それらが母の兄弟の権威を示すところでは特にありそうなことである。同時に伯叔父のなにかの財産を受けとる甥の権限は、姉妹の息子がその伯叔父の品物の相続者であるという社会状態の自然的な残存でもある。男とその母の兄弟のあいだのこれらの諸関係が、母権の残存であるという見解の主張者たちは、権威または財産にたいするそのような諸権利はたやすく放棄されないうが、共同体の正式な諸規律が権威または財産の別の譲渡をさだめたはずとあとでは、一つの形態あるいは別の形態を固持するだろうというのが、心理的に自然であるとみなしている。

半血兄弟と姉妹の婚姻は、同父異母たちのときは、母権の残存と

みなされている。父を通しての親族関係になんらかの大きい重要性をあたえている社会では、そのような婚姻は不可能であろうが、母を通しての親族関係に特別の尊敬をはらう人々のあいだでは自然である。それゆえ、婚姻のこの形態が、父系の人々のあいだでみられるときには、それは先行する母権の状態を示すとされている。

母権のその他の残存は、伝説と神話のなかにみることができ。氏族または部族の出自が、女先祖に帰せられる母系の人々のあいだでは、しばしばそういう事例があり、父系の人々のあいだでの女先祖にたいする信仰は、母権の残存とみなされている。同じような想定される残存は、偶然的父親殺し⁽¹⁾についての広範囲におよぶ神話のテーマである。この父の知識の欠如は、妻方居住婚のより顕著な諸形態のなかでは自然であろう。その結果、人々の神話のなかのテーマとして存在することは、人々がかって母権の段階にいたという証拠とみなされている。アマゾン伝説もまた母権のなごりと解釈されている。

(1) M. A. Potter, *Sohnab and Rustem*.

擬婉、や交又いと婚のような社会的慣習との関係はあまり直接的ではない。ある学説に従えば、擬婉は子供に権利を主張する父の側の願望と関連づけられる。そしてこの慣習の説明を採用する人々は、それが父系社会にみいだされるときには、母権の残存とみなすだろう。一方、世界のいくつかの地域にある交又いと婚(前掲書、四二五頁以下を参照)は、母権の状態のもとで、彼の息子が相続人の一人である女と結婚することによって、彼の財産を獲得するだろうという父の願望を通して存在してきたと信ずる根拠となつて

いる。母権の残存かもしれない他の慣習は、王の娘または姉妹が子供たちを生まないというアフリカのいくつかの地域にみいだされる規律である。そのような禁止は、姉妹の息子による継承を終らせるだろう。

語源学はまた、かつての母権の証拠のために求められる。たとえば、氏族名のための中国語は「女から生れた」ということを意味するという事実は、中国での母系出自をしめすとされている。「氏族」のためのアラビア語の由来は、初期のセム族社会の場合に、同じような結論を支持するためにあげられる。

(1) H. A. Giles, *China and the Chinese*, New York, 1902, p. 27.

(2) Wilken, *Germ.* ed. p. 38.

六 歴史

世界のいくつかの地方で、母権の状態が、父権の状態かまたは社会的諸権利が父と母の双方の親族者たちに認められているという社会組織の形態か、のどちらかに変化したという明確な証拠を、われわれは持っている。このように、母権のある形態がかってヨーロッパに存在したという証拠があるが、スーダンでは、今でははっきりと父系であるベジャ族が五〇〇年まえに、母系での系譜を保ち、姉妹の息子が娘に財産を譲渡したという歴史的な証拠がある。またメラネシアとアメリカのいくつかの地方には、母系制度から父系制度への変化の疑う余地のない証拠がある。変化はまだ、メラネシアのいくつかの地方で進行中である。他方、反対の方向に変化が進んでいることについて、世界のいくつかの地方からの決定的な証拠はな

い。その結果、母系制度から父系制度への変化が人類社会の歴史の普遍的な特徴であるということが、多くの研究者たちによって支持されている。そしてこの命題は、多くの人類学者たちのあいだで定説となっている。

この定説は、最近、二つの方面から攻撃されている。母権が優先するとの考え方は、社会組織のこの形態をもつ人々の低い文化の状態によって、世界の多くの地方で支持されている。しかし、すでに指摘したように、これは普遍的に真実ではなくて、北アメリカの民族学の研究者たちは定説を疑問にしている。母系のイロクォイ族やプエブロ・インディアン族が、大陸のもっとも進んだ人々であるというのが大きき理由である。攻撃のいま一つの系統は、社会制度の歴史に対する多くの研究者たちの態度の中で、最近おこっている変化と密接に結びついている。母権のような人類社会のある所産は普遍的であるという考えは、全体としての人類社会が、どこでも同じ方向に進み、同じ諸段階を通ったという進化の比較的単純な過程の所産であるという信念と密接に結びついている。この信念によって鼓舞されたものたちにたいして、母権がしばしば父権へ変化し、そしてこの順列が普遍的であるにちがいないということを示すことが、必要なだけである。だが、多くの研究者たちのなかに、人類社会は進化の単純な過程の結果ではなくて、途方もなく多様な諸形態が、諸文化の混交によって生じた高度に複雑な過程によって、きつきあげられたものであるとの確信が生じてきた。もし母権と父権の間の転換が、人々の混交の結果として発生したのなら、一形態がつねに他の形態に先行したことを発見するのを、われわれは期待できないだろう。しかし人類進歩の非常に複雑さの中で、母系制度は時折に

は、父系制度の上に重ねられ、そして時には父権は母権に変化したであろうことは、ありそうなことである。この見地すなわち、もっとも名高い支持者であるF・グレイブナーやW・シュミットの見地を採用した研究者たちの一学派は、世界のもっとも多くの地方では母系の移住者たちが初期の父系の人々の間に定住したのであって、主要な変化は父権から母権へであり、反対の方向ではないと信じている。彼らによれば、もっともはっきりした支持者たちである。母系出自をもつ二分組織を持っている人々が、父系トーテムの人々の中に移住し、このようにして、世界の多くの地方にみられる二種類の社会の間のさまざまな中間諸形態を生み出したのである。この学派によれば、ある地域でみいだされる母系制度から父系制度への疑う余地のない変化は、もっとも後代の移動の結果であり、メラネシアでの変化は、たとえば比較的後代のポリネシア人の移民に帰すべきことであり、北アメリカでの変化は、ヨーロッパ人の影響に帰すべきことである。

グレイブナーやシュミットが優勢な見解にたいする反対を、はるかに遠くすすめたことと、彼らがその意見の基盤とした証拠が正しくないことと推定することには、おおいに理由がある。しかし、世界中いたるところで、もっともたびたびおこる過程が母権から父権への転移であることは、おおかたたしかであるけれども、反対の変化はおこるかもしれないことである。この方向への変化のもっとも強力な証拠をしめしている地域は北アメリカである。イロクォイ族やアエプロ・インディアン族のような母系の人々のいくつかは、大陸のもっとも進んだ文化をもつのみならず、デネ族や北方アタパスカン族のような人々は、出自の両方の系統を行っており、父系様式を

おこなう低い文化の人々である。そのうえ、以前に父系であったから、あるいは氏族組織のなんらかの形態を持っていなかった人々によって、別の人々から母系制度が引きつがれた明確な証拠があるといわれている。北アメリカのいくつかの人々は、出自の一つの様式が他の様式に変化するための機構を備えている慣習をもっている。個人名はしばしば半族または氏族とはっきり結びついており、それぞれの社会集団は特別にその成員たちのために名前を留存しておく、シヨニー族のような北アメリカの母系の人々のあいだでは、父はその氏族名をその子供にあたえる。こうして彼自身の社会集団への子供の移動にたいして、はっきりした処置をとっている。このようなあるいは類似した機構は、逆方向への変化を助けるためにはたらくことになつたかもしれない。

父権から母権への変化の例として、アメリカ民族学者たちによつてもっともしばしばだされる事例の一つは、クワキツル族¹のそれにある。この人々は父系出自をおこなうが、男がその妻の父の飾りをうけとるといふ独特な制度は、彼らの北方の母系の隣人であるツィムシャン族やハイダ族の影響のせいであるとされている。他の諸例は、母系二分組織を採用しているといわれている人々であるトリンキット族と境を接するアタパスカン部族であり、ツィムシャン族から彼らの母系の四氏族制度を受けとつたといわれる別のアタパスカン部族であるタクリ部族のバビン分族である。

(一)F. Boas, *Rep. U.S. Nat. Mus.*, 1895, p. 334.

世界のその他の地方では、変化は母系様式から父系様式へであるといはつきりした証拠がある。メラネシア¹において変化はこの方

向であることを示す多数の証拠がある。しかしここでさえ、ニューギニアのマッシュム族の高度に発達した母権のような状態は、より後期の母系の影響によって助成されたかもしれないということも可能である。さらにアフリカでは、変化は父系の方向であったと信ぜべき多くの理由がある。トシ族からイボ族までの西アフリカの人々のなかでおこった母系制度から父系制度への転移は、北東や西へ移住者たちのゆるやかな侵入を示している。移住者たちが住みついた人々の間で首長たちとなった。東では完全に彼らの父系制度を探りいれているのに、西へ進んだ人々の大多数の間では出自を変えなことを成しとげえなかった。パンツ族のなかにみられる転移やバ・ガンダ族やアマ・ズール族のような人々の間の高い文化発展と父系譲渡とのむすびつきは、その時まで農業で成功していた母系集団の間への、父系の遊牧の人々の移住の結果であると思われる。

(一) River, ii, 90, 319.

七 起 源

われわれが社会組織のこの形態の歴史を知るまでは、詳細にその起源を議論することは有益ではない。しかし提示されているいくつかのすぐれた見解には言及してよいかもしれない。

第一に、母権は性的乱婚や集団婚の自然的な結果であると広く思われている。ある社会では、父性はあまり重要ではない。その社会的諸権利を母によるとしている社会ではなおさらである。別の見解は、母系出自は妻方居住婚の二次的な結果であるとする。夫が単にその妻をたづねるにすぎず、彼女の世帯のなかで部外者であること

ろでは、出自とその他の社会過程は、母と子の間の関係にもとづいて予期されるはずである。第三の見解は、母権を女人統治から、特に農業における女の重要性から生ずる社会状態とみなしている。すでにみたように、特に北アメリカにおける農業技術の高度の発展と母権を結びつけることには理由がある。そして、われわれが女人統治のもっともはっきりした証拠をもつのは、この大陸においてであるということは注目すべきことである。

文 献

J・J パツハオーフエン『母権論』、シュトゥットガルト、一八六一年刊。第二版、パーゼル、一八九七年刊。『タナクイル伝説』、ハイデルベルグ、一八七〇年刊。『古代書簡』、ストラスブルグ、一八八一年刊。J・F・マクレナン『古代史研究』第一集、ロンドン、一八七六年刊。L・H・モルガン『古代社会』、ロンドン、一八七七年刊。L・フォン・ダルグン『母権と掠奪婚とゲルマン法と生活における遺制』、プレスロー、一八八三年刊。『母権と父権』、ライプツィヒ、一八九二年刊。A・ジロー・トゥーロン『婚姻と家族の起源』、パリ、一八八四年。C・N・シュタルケ『原始家族』、ロンドン、一八八九年刊。E・B・タイラー『一九世紀』誌、第四〇号(一八九六年刊)八二ページ以下。E・グロセ『家族の諸形態と世帯の諸形態』、フライブルグ・ライプツィヒ、一八九六年刊。M・A・ポッター『ソーラブとルースタム』、ロンドン、一九〇二年刊。E・B・ハートランド『原始父性』、ロンドン、一九〇九年刊。J・G・フレイザー『トーマティズムと族外婚』、ロンドン、一九一〇年刊。また A・H・ポスト『民族法学要綱』、オルデンブルグ・ライプツィヒ、一八九四〜九五五年刊、第一巻、七一〜七九頁、八三〜九〇頁、二二二〜二二六頁をみよ。

バッハオーフェンの邦訳文献について

石原通子

バッハオーフェンの著作の邦訳は、戦前には富野敬照氏によってなされただけである。その富野氏の最高の功績は『母権論』（白揚社一九三八年刊）の訳であった。この訳本には『母権論・序説』（一八六一年刊）と『自叙伝』（一八五四年刊）が訳載されている。また彼は『死と靈魂』（白揚社一九三九年刊）という表題で『古代墳墓の象徴の研究』（一八五九年刊）を抜粋して訳している。さらに『愛情論』（万里閣一九四六年刊）という表題での訳があるが、バッハオーフェンのどの著作からの抜粋であるかがわかっていない。

そのほかの訳本の原典は、カール・モイリー編『バッハオーフェン全集』のなかにおさめられている。『母権論・序説』は第二巻一九四八年刊にあり、『自叙伝』は第九巻に収録されるはずであるが、これはまだ刊行されていない。『古代墳墓の象徴の研究』は第四巻一九五四年刊におさめられている。なお富野氏の業績のすべてについては、『女性史研究』誌第三集の拙文を参照されたい。

戦後になって、民族学の研究もいちぢるしく深まってきたにもかかわらず、「家族史の研究は一八六一年、バッハオーフェンの『母

権論』の刊行をもってはじまる」とされているこの名著は、その難解のために、なかなか邦訳されなかったが、富野氏による『母権論・序説』の訳出から三八年すぎた一九七六年に、井上五郎氏によって新訳『母権論・序説』（女性史研究）誌第三集所収）がようやくだされたのである。中川善之助氏の富野訳本について書評の言葉をかれば、ついに「二番銚」がうたれたことになるのであり、女性史・家族史研究の基礎の一つが新訳された意義のふかさを痛感させられる。

また井上貴美子氏によって『母権論』の目次が訳されたことは、いよいよ『母権論』本文の糸口がときほぐしはじめられることとなったのを示すのであり、その本文の邦訳も近い将来になされることであろう。

このほかに、貴重な資料として布村一夫編訳『モルガン「古代社会」資料』（共同体社一九七七年刊）のなかに、「モルガン・バッハオーフェン往復書簡」が訳載されている。これは全集第一〇巻一九六七年刊におさめられているものである。

一八七四年二月二五日のモルガンのバッハオーフェンへの手紙

には始まり、モルガンが死去した年である一八八一年の一月二十七日のバッハオーフェンへの手紙におわる、およそ六年のあいだのモルガンのバッハオーフェンへの手紙七通と、バッハオーフェンのモルガンへの手紙五通がのこされている。

この文通のまえに、モルガンはバッハオーフェンの『母権論』をすでに入手しており、一八七〇年から七一年へかけてのヨーロッパ旅行によって、ギリシア・ローマの遺跡にふかい関心をしめし、インディアン調査からみちびきだした原始社会組織との関連に注意をむけていた。それが『古代社会』のギリシア・ローマの氏族についての記述のなかにあらわれてくるのである。また、バッハオーフェンもモルガンの『イロクオイ連盟』（一八五一年刊）と『人類家族の血族と姻族の諸名称体系』（一八七〇年刊）を入手していて、とくにあとの『諸名称体系』を高く評価し、モルガンのインディアン調査からまなばなければ、ギリシア・ローマの古典古代はとけないことを感じていたようである。そして『タナクイル伝説』（一八七〇年刊）をモルガンへ贈る。これがきっかけとなって最初のモルガンのバッハオーフェンの手紙は、この贈呈にたいする謝辞ではじまっている。このように、バッハオーフェンとモルガンは、たがいにその研究に大きな尊敬と関心をいだいていたのである。

ついで、この文通がつづいているときに、モルガンは『古代社会』（一八七七年刊）を刊行して、これをバッハオーフェンへ贈る。バッハオーフェンは『古代書簡』（第一卷一八八一年刊、第二卷一八八六年刊）の刊行へむかって資料をあつめ、モルガンの氏族組織や伯叔父権についての考えをまなびとっていく。そして、モルガンへの献辞をかかげた『古代書簡』第一巻をモルガンへ贈るのである。

が、二人のあいだのあたたかな友情と学問への精進のようすが、往復書簡のなかにいきいきとよみとれるのである。

また、ここにつけられた編注は『モルガン遺文集』のなかのイ・ヴィンニコフによる編注の訳であるが、この分野では第一人者である布村氏の訳注とともに、貴重な解説となっている。

なお、バッハオーフェンとモルガンの往復書簡は、*Materialien zu Bachofens Das Mutterrecht. Herausgegeben von Hans-Jürgen Heinrichs. Frankfurt am Main 1975.* のなかにドイツ語で抄訳されて収録されている。

編訳・布村一夫

モルガン『古代社会』資料

『古代社会』の刊行一〇〇年を記念して、つぎの遺文や手紙をあつめた資料集である。

- (1) モルガン・パーカー往復書簡
- (2) リンカーン大統領への手紙
- (3) 時代区分の表
- (4) モンテスマの正餐
- (5) ネーション誌への手紙
- (6) 『古代社会』訂補
- (7) 『カミラロイ部族とクルナイ部族』への序文
- (8) モルガン・バッハオーフェン往復書簡

頒価 六〇〇円

府中市日鋼団地二一四〇七
共 同 体 社

昭穆制とクラス組織

森 華子

—
古代社会の、最も古代的な遺制とされている、オーストラリアの社会組織ほど興味深いものはないと思う。

高群逸枝の『日本婚姻史』も第一章原始時代のところで、中国の「昭穆制」は、これを母胎としたものであるうとのべている。漢代の辞書『爾雅』の釈親条がのべる親族関係は実に不思議なもので、私どもは一見してなんのことかさっぱりわからないが、高群氏はこの奇妙な親族関係の背後に母系制をつきとめ、見事に解説している。そして、この基準は、時代をさかのぼると「父と子は異族で、祖と孫は同族」であった遠い族外婚的族制にまで到達するとのべ、次のような阿部武彦説を紹介する。

「昭穆制度は、周の民族が、我々が考えるような血縁による父子継承以前に於て、確然と二分された昭と穆との二集団を推測せしめるものであり、祖父と孫とは同じ集団に属し、血縁的に祖孫と見るのではなくして、お互いに一つの集団に属するものと意識していたのである。かような昭穆制度は単に廟内のみに存在するのではな

く、墓次や世次や族食にも見られるのであって、何等かの根拠に基づいて廟、墓、および族人を二分する制度である。しかしこの昭穆制度は一般にオーストラリアその他の未開民族に於ける結婚階級と比較される」(阿部武彦『氏族』)。「史記」全訳(小竹文夫、武夫訳)を読んでいるとき、ふとこの記述を思い出して疑問にとりつかれたのである。

『史記』には「同姓不婚」のテーマが随所に見られるものの、昭穆制との間には越えがたい矛盾がある。昭穆制が父系家族の系譜に二分組織を刻印するものなら、「姓」とは関係のない標識なのであり、「姓」と同義の標識なら「同姓不婚」は成立しない。即ち父系を起点とした「同姓不婚」は周代までさかのぼることができないのである。組織としての母系制と父系制は、看板をかけかえるようにして転換することが不可能だということである。

高群氏のように「過渡期」と見れば一層のこと、族滅の歴史を経過せずには前にも後にもつながらなければならないのである。

右のような疑問から出発して、私はオーストラリアのクラス組織を図式化し、氏族化の過程を手ぐり寄せてみたいと考えたのである。

「太古の形態における氏族の二つの基本的規則、すなわち兄弟姉妹間の通婚の禁止ならびに女系の出自は、オーストラリアの諸階層に見出される。最後の事實は、氏族が出現したとき、完全に明確にされたのである。というのは、当時子供たちは彼らの母の氏族に見出されたからである。氏族を生ずるべき階層の自然的順応は、のちにそれが現実的に発生したところのその蓋然性を示唆するに十分明瞭である。のみならず、この蓋然性には、氏族がここでは先行的なしかもさらに太古的な組織——なお社会組織の単位であり、まさに氏族に属する地位——との関連において見出されるという事実によって強化される」(L・H・モルガン『古代社会』第三篇第三章II「氏族組織の起源」青山訳、下巻二二〇—二二二頁)。

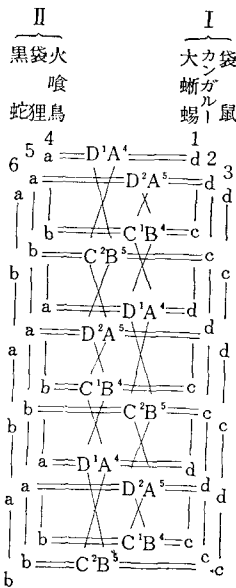
気むずかしい表現であるが、モルガン体系の中で与えられたオーストラリアのクラス組織の意義はこの文章に、すべて要約されていると思う。

「性を基礎とする社会組織」という表題を与えられた第二篇第一章には、カミラロイ族のクラス組織が詳細にのべられているので、そのまま図式化したのが第一図である(クラス名は以後ローマ字で代置する)。殆ど説明を要しないと思うが、大文字と小文字は兄弟姉妹であり、通婚クラスに対して、母子関係のクラスはすべて禁婚である。これを原型として継次的に図式化したのが第二図である。両端の母系が、二分組織という名称の基本をなすもので、原初的には族内に置かれた二つの母系であり、これを二氏族と見なしても婚姻クラスに関する変更はない。

両母系の通婚クラスとして中央に配列された男子のクラスは代毎に交差して父子の關係にある。つまりA C、D Bの男子集団二系譜が、クラス組織として明瞭である。したがって高群氏の昭穆關係と比較することができる。

両端の母系が昭(S)穆(B)の標識を持っていると、中央の父系はS B、B Sの二系となって現れる。然しこれでは阿部説に接近し、「純母系的な親族觀念や呼称で息づいていた時代には、昭穆式觀念や呼称は存在する余地がなかった」として過渡期の社会事情と見る高群説では、このうちに發展した母系氏族がさらに父系化する段階の創説と見なされている。

そこでさらに、氏族に編成されたカミラロイ族のクラス關係を図式化したのが第三図である。第二図の両母系は、大蜚蜥と火喰鳥という氏族名を持ち、それぞれの姉妹氏族に分岐して六氏族になっているが、とりあえず四氏族間の通婚關係を図式化したものである。族内二分の時のプナルア集団は相互に四分の一であるが、四氏族間では八分の一に縮少される。継続的な近親結婚を避けるために、プナルア集団が特定の氏族間に限定されるのは当然であろうと私は考えた。したがって、このまま昭穆關係に移しても矛盾はない。ここで昭と穆とは姉妹氏族のIとIIの胞族標識になるからである。モルガン体系の法則性からすれば、組織は家族形態の進歩の後を追いかけて記録されるのであるから、昭穆制は過渡期に創設されたのではなく、太古的な組織の遺存と見るべきである。しかし、残念ながらこれは私の読み落しによる間違いであった。



第三図 カミラロイ族氏族継続図

A イッパイ a イッパタ
B クム ボ b ブ タ
C ム リ c マ タ
D ク ツ ビ d カ ボ タ

通婚クラス

A = d
B = c
C = b
D = a

第一図 カミラロイ族のクラス組

- I { 1 大 蜥 蜴 D. d C. c
2 カンガル D. d C. c
3 袋 鼠 D. d C. c
- II { 4 火 喰 鳥 A. a B. b
5 袋 狸 A. a B. b
6 黒 蛇 A. a B. b

母子クラス

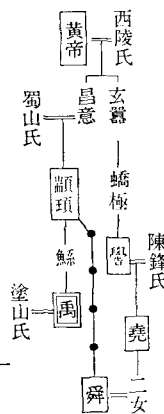
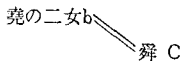
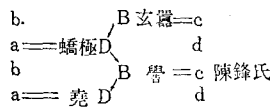
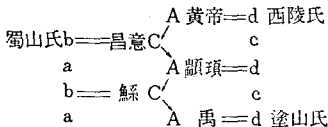
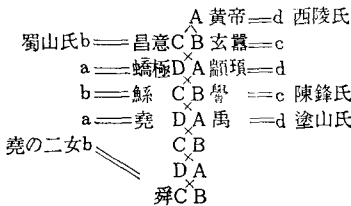
C^d | B^a_b
D^c | A^a

カミラロイ族
a = DA = d
| X |
b = CB = c
| X |
a = DA = d
| X |
b = CB = c

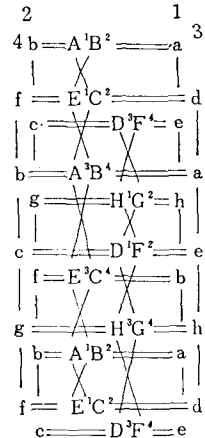
昭穆関係(高群説)

S = BS = b
| X |
S = BS = b
| X |
S = BS = b
| X |
S = BS = b

第二図 継続図



第五図「史記」五帝の系譜



第四図 アルンタ族 (女性史研究 第4集P.63による)

「この革新は階級を打破する傾向をもったことを除けば明らかに退歩的運動であつたらう。カミラロイ族内の進歩の方向は、それが観察しうる限りでは、階級から氏族への方向であり、そして氏族を階級の代りに社会組織の単位とする傾向を伴つたのである。この運動においては圧倒的な同棲制度がその阻止的要素であつた。社会的進歩は同棲制度の範囲を縮小せずしては不可能であつたが、その縮小はまた階級がそれに伴う特権をもつて十分な活躍をなしている限りは不可能であつた」と論評されているように、第一図に見る兄弟と姉妹は氏族制度によつて、自族以外の姉妹氏族の同じクラスとの禁婚が解除されており、プナルア集団は逆に拡大されて「退歩的運動」の様相を呈したのである。

したがつて、進歩の、当然の成り行きと考えられた第三図はあり得ないし、昭と穆も、氏族または胞族の標識ではあり得ないことになつた。

しかし、モルガンの考察にも多少矛盾があるように思われるのである。カミラロイ族の一革新としての禁婚解除に続けてモルガンはのべる「――氏族中の各三組中の男の階級は今や同じ三組の中の残りの二氏族におけるもう一つの女の階級と結婚することを許されると思われる。それは以前は彼らに除外されていたものである。しかしフィゾン氏から送られた覚え書は、ここに示したほど十分には変化を示していないのである」と。

それは変化を示すはずがない。一図で明らかかなように、そもそも四分組織は兄弟姉妹間と、親子間の禁婚を目的としており、婚姻の

権利と義務について、クラスは男女に平等であつたから、個人としての父を指定することはできなかつたが、「子供たち」に対して、「父親たち」は集団として指定されており、禁婚クラスに組織されているのである。氏族編成によつて、氏族外の二つのクラスが婚姻クラスとなれば、すべての親子関係のクラス、即ちもう二つのクラスの禁婚は解除されるはずがない。各氏族の子供たちの父親集団は、他の全氏族に拡散してしまふからである。同棲制度がそれを阻止するまでは、残りのクラスの禁婚は解除されないだろうし、母系制はまた同棲制度の阻止的要素となるが故に、親子間のクラスは長くその痕跡をとどめた可能性が強いのである。

モルガンも別なところではこう書いている。「中国人において、ハワイ人においても、血族が世代によつて諸々の範疇に概括化されていることは明白であり、同一の階梯に属する傍系親はすべて相互に兄弟姉妹となるのである。そればかりでなく、結婚と家族とはこの階梯内において形成されるものとして考えられ、また夫婦に關するかぎり、この範圍にとどめられる。」(『古代社会』第三篇第二章。傍点筆者)。

カミラロイ族の氏族制度と、この中国人、ハワイ人の結婚と家族に対する考え方は一致しており、親世代と子世代間の禁婚システムは注目すべき課題と考えられるのである。

『女性史研究』誌第四集にW・H・R・リヴァースの『オーストラリアの社会組織』にアルンタ族の八階級制度が紹介されている。これを継続図に移してみたところ、驚いたことに失敗作の第三図と全く同じ婚姻関係になつた。族内に四つの母系が内包されているために、四氏族による八分クラスと同じことになつたわけである。も

しアルンタ族が、現実に父系集団に組織されるとすれば、それはさきへのべた親子間の禁婚クラスに由来するものである。

「この複雑な制度」と度々書かれている婚姻関係は、母によってたどられるとそれほど複雑ではない。ナガンジと呼ばれる女性は、婚姻クラスの相互に位置して、子供たちの配偶者を決める権威的な存在らしく、相互に父の姉妹の直系の娘であつて、その子供たちが相互に婚姻クラスなのである。アルンタ族は八分組織を維持したまま父系氏族に組織されつつあるが、母系を起点とした婚姻クラスを維持する限り母系制なのである。カミラロイ族とは正反対に、父系集団の中の母親たちは四つの母系に均等に分散しており、父系組織の強化と共に婚姻クラスは荷厄介な作法となりやがて廃止される時がくるのではないだろうか。

オーストラリアの婚姻クラスは、プナルア集団の限定を理由として父系の組織化と、氏族編成を契機として母系の組織化を、直接に、同時進行で発露させる可能性を持っていると考えられるのである。

四

昭穆制が母系氏族型であることは、高群氏の解説した親族関係によつてたしかであるから、試みに『史記』頭書にある五帝の系譜を第二図にはめこんだのが第五図である。

五帝のうち、黄帝をのぞく四帝は各四クラスに属し、黄帝と禹は同じクラスである。帝蜀は、帝頤頤の従兄弟の子で族子であるといふのもその通りで、蜀山氏の姉妹の子である。昌意から七世の孫である帝舜は、帝堯が彼にめあわせた二人の娘の二代ずれた婚姻クラ

スに当る。次からみあつている二つの父系を切り離してみると、高群氏の昭穆関係によく似た系譜ができる。昭と穆に相当する表示が氏族、または胞族でないとなれば、親子別のクラスでしかないわけである。

私の最初の疑問点、父系氏族への接続はどうか解決されるだろうか。二つの父系のうちの一派は、堯から舜に禪譲され、舜から黄帝の玄孫である禹に禪譲されて、夏王朝が開始されたことになっている。『史記』の中の禹は、堯の子と舜の子に「もとの天子の嗣子の服装を許し礼楽ももとのものを用い、天子に会う時は賓客の礼をおこなつて、臣下ではないこととし」たのであるが、母系制のもとに二つの父系から五帝を出した部族は、ここで夏后氏という世襲の王朝を載き、同時に、母系制とクラス組織を終了させたことになるわけである。

この図式における難点は、黄帝の息子である玄囂が、同母系の姉妹と婚姻クラスになってしまうことであるが、「五帝本紀」についての司馬遷のコメントはまことに意味深長であつて、太古的な世界を彷彿させる。

「学者か五帝の事績を論ずるのは久しいことだが、尚書にはただ帝堯以来のことを記してあるだけで黄帝のことを記したのは百家の書である。しかし百家の書は文章が典雅穩当でなく、貴顕、学者には妄誕過ぎるので、口にするのははかられる。孔子の伝えた宰予問や、五帝徳・帝繫姓は、経伝に記されてないので、漢の儒者は聖人の言ではないとして多く伝え字ばない。わたしはかつて旅行を試み、西は空峒に行き、北は涿鹿を訪ね、東は海に至り、南は江淮に浮かんだが、長者老人が、往々黄帝や堯舜を語る地方に行くと、風

教がほかの地方とちがっていた。総じて古文を離れないものが真実に近く、わたしが春秋や国語を読むと、五帝徳や帝繫姓の記述で明らかに発明するところがある。思うに、ただ深く考えぬだけのこと、記されていることはけっして虚言ではない。書経は一部分が欠けているが、散逸した部分は往々他の書物に記されている。学問を好み、深く思い、心にその意を知るものでなければ、浅見寡聞の者にはかようなことを言ってもむだであろう。わたしはこれらの説を検討し、ことばのもっとも典雅なものをえらんで、この篇を著し、本

紀の書のはじめとした。」

典雅ではない言葉をそのまま記録してくれた方がありがたかったのではあるが、やはり中国の古制は、モルガンのいう「太古の骨組」を直接継承しているように思われる。

母系制に焦点を合わせていたつもりが、読みちがいの結果とはいえ、親子クラスが大きく浮かび上ってきて、われながら意外性に驚いているが、私には昭穆制についてこれ以上の知識がない。諸氏のご教示を得たいと思うのである。

矛盾に満ちた今日の女性問題、教育問題——その接点に位置する家庭科教育を問い直す

月刊「家庭科教育」

- 五月号 子供のしあわせはどこに
- 六月号 父親のしあわせはどこに
- 七月号 母親のしあわせはどこに
- 七月増刊号 戦後家庭科教育の変遷

年間講読料（増刊号を含む） 半年三八〇〇円 一年七六〇〇円
お申し込みは、もよりの書店または左記へ

112 東京都文京区目白台三―二―四

家 政 教 育 社

TEL 03・945・6224
振替 東京 72382

日本における母

服 藤 早 苗

古代の民衆生活が垣間みられる万葉集には東国からはるばる九州へと苦役にかりたてられる防人達の歌が残されている。強制的に旅立たされる彼らの苦しみや、別離の悲哀が数多くみいだされるが、彼らの歌の中で父母の占める位置を分類すると、父のみが一首であるのに母のみ詠われているのが十数首であり、父母と連なるのと同数ある。母との別離をなげき、遠い異郷の地で母の無事を祈り、母との再会を希いねがう東男達の母へよせるかぎりない思慕の念は、現在でも我々の心をうつ。これらの歌の背景には日常母と子が密接な結びつきをしめし、母達が、子を慈しみ育んでいる姿が浮かびあがる。万葉集にはその他、子の婚姻に母が重要な承諾権をもつことなどがみられる。

先日の朝日新聞の天声人語によると、「あなたの好きな文字は」という社研の調査の結果では、母が十三位であるのに父は九十二位で最下位であったという。現在でも子にとって母は、権威ある者であり、心の故郷とでもよべる者であるようだ。又社会通念でもあるらしい。浅間山荘事件で立て込める学生達の母親をつれ出し、涙ながらに訴えさせたあの悪評高い警察のやり口には、その

事実が端的にあらわれているよう。

これらは、胎内から幼児期を経る人の成長過程で母子が深くかわるからだという母親の機能に求める見解も存しよう。しかしながら、母性保護を訴えるエレンリケイの主張は自国やヨーロッパでよりも、我が国で一番多く読まれ受け入れられ、大正期のあの母権論争をひきおこし、その後保育運動に生きつづけ、戦後の母親運動にまで引きつがれているといわれる。国際的にも高く評価される母親運動の高まりや、「日本のエレンリケイ」にならしめた背景には、他国に比して我が国に母を尊重する風土が存したからではないだろうか。

今日の我が国は、母性社会であるとか女性優位の文化社会であるとかの論が多いが、これは、今日の社会、文化の基盤を形成した古代の万葉時代が、共同体の不可欠な農耕社会であったこととともに、母系制社会であったことが、後世の歴史に与えた影響であり、日本の文化、社会の特質になったといえるのではないかと考えるのである。その意味でも、古代母系制の解決が早急な課題であるともいえよう。

祖母・母・孫女

吉田 淑子

「昔しむかし、あるところに……ドンブラコ、ドンブラコ……」
「……ばあさん、ばあさん、ちょっとこのナワをゆるめてはいよ……」
「高田の馬場の安さん安さん……」

幼い日の夜、祖母独特の語り口調で、昔話や講談話しとともに、「今からの女は仕事をもたにゃならん」ということをばをわたしの耳にのこしてくれました。

歴史にあらわれない、数多くの女たちが、一人一人さまざまの思いと、生きざまをのこしてこの世をあとにしたことでしょう。わたしの祖母もそのうちの一人だったのです。平塚らいてうも与謝野晶子も、まして婦人解放ということばさえしらなかった、片田舎の明治の女の口からそのことを孫娘に語りかけるには、それだけの礎石があったのです。

ボーヴォワールは「運は絶対に人間が作りあげるものです。この人生における運やチャンス、それに対する意志と選択そして偶然の部分——」と言っています。また「自分の運をうまく使うことのできることでそれ自体が一つの運といえる」とも言っています。

男と女の出合いが「偶然の部分」であれば、男と女の結びつきは「意志と選択」、そして相手の死は「偶然の部分」、「偶然の部分」と「意志と選択」はつねに結びあって人間の一生におとづれる。そしてまたそこには絶対に「意志と選択」だと言いきれない部分が存在するとわたしにはおもわれるのです。

「今からの女は仕事を持たにゃならん。」

ごく平凡なことばですが、それが祖母の口からでるとき、重いひびきをわたしにあたえていたのです。母と娘、そのあいだにある反抗と葛藤を、祖母と孫娘という関係がなだめすかし、そのあいだに必要だったような気がするのです。

もっとも身ぢかな女、反抗の対象の母、いつしかその母が歩いてきた道を歩いている自分にきづくのです。そして、どこからか「しっかりせんかい」という叱咤の声がきこえてくるようです。

母と娘の出合い、これもまた「偶然の部分」なら、永遠につづく「偶然の部分」で母と娘はつながっていくのでしょうか。

尾崎秀実とその妻

宮山孝子

私の青春時代の真只中、見たい、読みたい、やってみたい、とすべてに飢えていた矢先、古本屋から入手したという知人から借りて読んだ、尾崎秀実と妻英子との、獄中交換書簡集『愛情はふる星のごとく』にひどく感動したものであり、また最近読んだ『尾崎秀実伝』（友人の風間道太郎著）にも大きな感銘をうけた。

尾崎秀実がゾルゲ事件に連坐して敗戦の前年十一月十三日絞首台に消えたことは周知の事実である。だが私はこの事件の内容に就て詳しく知るすべもなく、それ以前に、人間尾崎秀実について知りたかったのである。

妻英子は尾崎とは二つ年上のいとこ同志である。祖父母や父母の意志で秀波（秀実の兄）と結婚したが、その後尾崎が学生時代には兄弟夫婦の家に下宿したりしていて、尾崎の部屋には何時も野心に燃える若者が集まり、社会問題を論じていた。弁護士から裁判所の判事となっていた父の影響もあり、英子は女学校時代から古典文学に親しみ、短歌も詠み、佐々木信綱の主宰する『心の花』という短歌雑誌にも投稿していたほどの感受性の強い女性であった。

自分の意志で結ばれた結婚でもなく、また秀波との平凡なサラリーマン生活に満足出来なくなったことは想像出来る。兄弟夫婦の次第に愛情の冷え切った様子を伺い知った秀実は英子に心をよせるようになっていた。その中に英子は、紀伊国屋書店に勤務することになり、女性として経済的にも独立することにより離婚の既成事実を作り、秀波のもとから去っていった。その後英子は尊敬と信頼のもてる理想の男性として結ばれるべくして結ばれた幸せな結婚生活も、尾崎の身辺をとりまく、一大事件に遭遇する等とは予測だにできなかったことである。ジャーナリストとしての活動、また一面政治家的役割にもたエネルギッシュな尾崎と行動を共にして来たものの、英子自身尾崎からそこまでの指導は受けていなかったためか、一時期は心淋しい思いをしたこともあった。尾崎は日本と中国を舞台に活動している中で、アグネス・スメドレー女史と出会い、かなり親密な個人的愛情の交流も生まれたが、ともあれ尾崎の獄中よりの妻と娘への書簡は、一時期家庭を顧みることの出来なかつた若干の償いと伺へなくはない。

エンゲルス・カウツキー往復書簡

——カウツキーの論文「婚姻と家族の成立」をめぐって——

編訳・井上五郎

- 1 これは、カウツキーの論文「婚姻と家族の成立」をめぐって、エンゲルスとカウツキーのあいだにかわされた手紙を集めたものであり、底本には Friedrich Engels' Briefwechsel mit Karl Kautsky. Zweite, durch die Briefe Karl Kautskys vervollständigte Ausgabe von „Aus der Frühzeit des Marxismus“, hrsg. u. bearb. von Benedikt Kautsky, Wien 1955 を用い、エンゲルスの手紙については『マルクス・エンゲルス著作集』（MEWと略記）第三五巻、第三六巻を参照した（訳注にあるMEWのページは原書ページ）。

- 2 [……]は省略を示す。

(一) カウツキーからエンゲルスへ 一八八二年五月二日

〔……………〕

私はいま「婚姻と家族の成立」に関する小論文を書き終えました——およそ六印刷全紙（¹）の分量です。これがそんなに貧弱な著作でなかったならば、公刊される前に——雑誌のなかでか小冊子としてか、どのような形式になるのかを私はまだ知りませんが、読んで下さるようお願いしていただいでしょう。このテーマについての素材をご存知で、それをお知らせ下さるならば、非常に有難いのですが。いろいろな旅行記や人類学などのほかに、これもまた主として婚姻関係を扱っている『古代書簡』という著作をいまだ出版したバツハオーフェン、スペンサー『社会学』——たいした価値はありません——、ラボック、ポスト、ジロルトウロン、モルガン『諸名称体系』（ワシントン版）、オヴラク、マクレナンを特に利用しました。（²）

第一章はヘテリスムスを、第二章は掠奪婚、第三章は購売婚、第四章は女人統治制を論じています。これらのテーマがどのように取り扱われているかを簡単にうまく述べることはできません。人びとが再びいつかわれわれの立場からこのようなテーマにふれるのであっても、決してさしつかえないでしょう。また、そのことは歴史的地盤においてのみ可能であると思います。ペーベルは、彼の『婦人論』において今日の発展の未来を叙述しました。私はその発展の過去を、そこから未来を読み取るために、叙述しております。それゆえ、たとえば方法の点では全く相違しているにしても、ある程度まではペーベルの小冊子への補完物（³）です。

〔……………〕

(二) エンゲルスからカウツキーへ

一八八三年二月一日

[……………]

ヘテリスムスに関するあなたの論文⁽³⁾については、私が今でもなお、女の共有（または女にとっては男の共有）は部族内部の性関係の出発点であった、という従来の観点に立っていることを知っても、あなたを不審がらせないでしょう。これに反対する心理学的理由づけ、つまり嫉妬心からというそれは、後代の考え方を混入したものであり、何百もの事実（これについては後で）によって反駁されます。ダーウィンは、この分野では、かれのマルサス主義をそこから採り入れている経済学におけるのと同様に、権威ではありません。この点で、われわれは猿についてほとんど何も知っていません。動物園での観察は何ひとつ証明しておらず、野生の猿の群れの観察はなしがたく、また、なされたと称する観察は充分で決定的であるとはみなしえず、いわんや普遍的とはみなしえないからです。ゴリラやオランウータンは、群棲していませんので、もともと問題外です。あなたが引証されているゆるい一夫一妻婚をもつ原始諸部族を私は退化したものと考えています。そのことを半島のカリフォルニア人についてバンクロフトが証明しました。原始状態を証明するものは粗野さではなくて、古い部族血縁紐帯の保全の程度なのです。したがって、あれこれの部族における個々の現象から結論をだす前に、この血縁紐帯がおのおの場合に確定されねばなりません。たとえば、半島のカリフォルニア人のばあい、この古い紐帯が、それに代わる他の組織があらわれることなく、著しくゆるんでいます。退化の確かな徴標^{しるし}です。しかし、この半島のカリフォルニア人もあなた、の説を反証しています。かれらのばあいにも、女たちは周期的に繰り返し共同体に復帰します。そしてこれが要点なのです、あなたはこれに全然言及していません。放牧強制によって土地が周期的に繰り返し共同体に帰属するところでは、それと同じ確実性をもって、それ以前の完全な土地共有を逆推論してよいのであり、私の考えでは、女が周期的に——現実的に

か象徴的に——共同体に復帰するところではどこでも、それと同じ確定性をもって、女の原始的共有を推論しうるのです。そしてこの復帰は、あなたの半島のカリフォルニア人だけではなくて、非常に多くの他のインディアン諸部族においてもおこなわれており、さらに、フェニキア人、バビロニア人、インド人、スラヴ人、ケルト人においても、現実にか象徴的にかおこなわれており、それゆえ太古的で、かつ広くゆきわたっており、心理学的な嫉妬心の全論拠を反駁しています。今後あなたがこの障害をどのようにして通り抜けるつもりなのか、私は知りたく思っています。というのは、このことに触れないでおくことはできないのですから。

[……………]

(三) エンゲルスからカウツキーへ 一八八三年三月二日

親愛なるカウツキー様

婚姻に関するあなたの第二論文⁽⁴⁾を受け取りました。この論文は、第一論文への私の批判に対するあなたの回答を含んでいますから、すぐに続けて書きます。今ならちようど一時間のひまがありますが、明日はひまがなくなるでしょう。

なによりもまず私が絶対に承認できないと考えるのは、女の共有を原始的なものとすることに異論をさしはさんでいるあなたが、今度は第二次的なものとして持ちこもうとしている、ということ。土地のあれ、女のものである、あるいはほかのものであれ、共有が存在するところでは、それは必ず原始的であり、動物界から受けつがれたものです。その後の全発展はこの原始的共有の漸次的な崩壊のなかにあるのであり、原始的な個別所有から第二次的に共有が発展したというような事例を決してみいだしません。私はこの命題を、くつがえすことができないもの、普遍的に妥当なものともみなしており、たとえあなたが立派な例外——一見してそれがどんなに適切であろうとも——を挙げることも、私はそこ

にこの命題に反対する論拠ではなくて、これから解かれるべき問題点をみるだけでしよう。

しかし次に、あなたは第一論文では嫉妬心にすべてを決定させ、第二論文ではそれを全く無視するということは許されないでしょう。第一論文は本質的には嫉妬心によってのみゆるい一夫一妻婚を推論しています。というのは、それ以外の理由は、前にも述べたように、私にとってほとんど重要でないからです。しかし、もし嫉妬心が自然発生的な性的共有を克服することができるとすれば——そしてこの共有をあなたは間接的にですが、認めています。「部族内部では完全な性的自由がおこなわれていた」と——、つまり嫉妬心がこの自然発生的な自由を一時的な一夫一妻婚の埒内に呪縛することができなければ、嫉妬心がより小さな障害を克服することは、もっとはるかに容易でなければなりません。ところが、戦争捕虜の部族的共有は、さらに小さな障害なのです。自由民であれ奴隷であれ、妻は妻です。しかし、夫の嫉妬心は、女奴隷のばあいには、姦通の権利を持っている自由民の妻のばあいよりも、確かにはるかに容易に専有を貫徹するでしょう！ しかし、戦争捕虜との婚姻がおこなわれはじめるようになるやいなや、突然に夫たちの嫉妬心がなくなり、彼らにとって原始状態にあってはあれほど厭わしかった共有が容認できる好ましいものになり、しかも、一夫一妻婚または一夫多妻婚がすでにおこなわれてから後でさえも、セム系のハレム諸民族においてさえも、夫たちは、自分たちの妻たちが神殿やその他のところでの一定の時期に相手嫌わず誰とでも寝るということに全然反対しないなんて！⁽⁵⁾ いや、どうかこの問題をそんなに簡単に片づけないうで下さい。あなたは、あなたにとってやっかいなことになって、自説に固執する義務があります。嫉妬心が原始的な性的共有を妨げたのならば、それっきり資本制社会にいたるまで、性的共有の頭はかじりとられてくるのです。あなたの第二論文が第一論文をくつがえすか、またはその逆か、です。

ついでに。あなたのいう第一段階では妻の自由が一夫一妻婚に寄与した、何故ならば、抑圧というものは問題になりえなかったからだ、ということに私は反対です。性的共有が抑圧に基づいているという論拠は、それ自体が誤りであり、男たちのために、**男たちの恣意**によって、単なる女共有という觀念から生じた現代的な曲解です。このような觀念は原始状態に

とっては全く無縁なものです。性的共有は両性にとって自由であったのです。

いま、あなたは誤まった見解を反駁しているにしても、まだ、曲解の根底にある正しい事実を反駁していません。

さらに。あなたは、すべての性的共有とその痕跡とを異族の女との掠奪婚に還元することによって、この婚姻形態を、支配的な形態として、非常に広く普及していたものとしています。けれども、あなたはそれに対するいささかの証明をもたえていません。

それに続くことは、諸仮説の大海に注ぐものです。そのなかには、個々の時代や地域⁶⁾にとって確かに正しいこともあります。しかし、あなたは急行列車で一般化しています。けれども、われわれはこのような問題をそんなに性急に片づけられないのです。また、ケルトのクラン、ローマのゲンス、ドイツのゲシュレヒトは、なるほどすべて部族の細分ではありませんが、それらは非常に本質的な差異をもっているものであり、おそらく異った起源をもっているのです。非ケルト諸民族におけるいろいろな種類のクランも同様です。

もしあなたがこの研究を続行されるか、あるいは、もうすこし時間がたってから再開されるならば、全く別の結論に到達するであろう、そしてこのように困難な領域でこのように早急に精力をつくしたことを後悔されるであろう、と確信しています。あなたは、猛勉強をされましたが、あまりに性急に結論をくだし、しかもその際、いわゆる人類学者たちの意見あまりに重きを置きすぎています。かれらはだれもかれも、ある種の、私に言わせれば講壇社会主義的な偏見を抱いています。あなたがバッハオーフェンの性的共有の讚美と神秘化とを反駁しても、性的共有というものは当分いぜんとして存続しているのです。

〕……………〔

(四) カウツキーからエンゲルスへ

一八八三年三月十五日

〔……………〕

たぶん私の第二論文を受けとられたことでしょう。第三、第四論文は、この数日のうちに公刊され、あなたのお手もとに届くことでしょう。これらもあなたの批判の領域に引き込まれるようお願いいたします。あなたが第一章のなかに見いだされた難点の一部分を、続く諸章のなかでは取りのぞくことができた、と信じております。したがって、あなたがそれらを読んでしまわれるまであなたの異論に対する私の回答は差し控えるつもりです。私の見解に対する重要な疑念が、しかし、共同婚に対するなおはるかに重大な疑念が起こされていることを、私は気持ちよく感じております。両者——野蛮人において女の平等をもった一夫一妻婚と同じく女の奴隷状態をもった共同婚が現に存在し、また存在したことは確実です。したがって問題は、両状態のいずれがより以前のものであったか、ということにすぎません。もし共同婚がより以前の段階であるとみなされるならば、この状態から一夫一妻婚あるいは女人統治制がいかにして生じたのかを思い浮かべることができない、と告白せざるをえません。

注目すべきことは、——まず思いついたのは——私の仮定した発展過程がヘーゲルの図式に非常によく適合していることです。女の自由——奴隷状態——より高い基礎での自由。これはもちろん、まだ私の仮説が正当であることの証明でさえありません。パツハオーフェンの発展はまさにヘーゲルの図式に適合しています。

〔……………〕

(五) カウツキーからエンゲルスへ

一八八三年八月五日

〔……………〕

なによりもまず、あなたも妻はもとも自由であり、夫と平等であったという意見であるということが、私をいきいきとした喜びで満たして下さったことを述べねばなりません。それが私の議論の主要点です。私が今までに知ったすべての人類学者たちは、女の奴隷状態を自然発生的な状態とみなし、女の共有を、しかも、もともとすべての男はすべての女を自分の恣意によって取り扱う権利があるという意味での女の共有を、その結果とみなしています。かれら全員にあっては、男の共有は問題外です。パツハオーフェンのばあいもそうです。かれもまた、女の原始的状态は品位のない状態だったのであり、女はその状態に感応した、とみなしています。私も、完全な性的自由は原初的には存在していた、という意見であり、私が仮定している自然発生的な一夫一妻婚を社会的な事実としてではなく、個別的な事実としてみなしております。性的結合は社会から完全に自由でした。その性的自由が全く無差別であったのではなく、ある一定の期間、ある時は長く、ある時は短かく、続いたということは、個別的なことです。このようなものが私の氣に入りの仮説なのではありません。私も、原初的には完全に無差別な乱交、例えば犬のばあいにおこなわれているようなものを仮定しました。私が一夫一妻婚の理念に導かれたのは次のことによつてです。一、私は女の共有をいつも妻の奴隷化と結びついて見いだした。女の共有と妻の自由が一緒に見いだされた事例をひとつも知りません。二、非常に多くの自然発生的な諸民族では、自分たちの妻を尊重した諸民族においてさえも、ヘテリスムス的な一夫一妻婚的结合が存在していること。そして最後に、三、ダーウインが私に注意をうながした嫉妬心の作用。共産制は個別所有よりも古い、という原理に私の仮説は矛盾しないと思っています。私の考えでは、妻は物になることによつてはじめて、すなわち戦争捕虜として、共有物になりえたのです。自由民としては妻は夫と

同様に共有物ではありません。妻のこのような共有から妻の個別所有が發展しました。この逆のことはおそらく、古くから確証されている原理に矛盾するでしょうが、私はそんなことを主張しませんでした。自然発生的な状態は、私の考えでは、女にとって共有でもなく個別所有でもなく、完全な性的自由なのです。その性的自由は、兩者の嫉妬心の影響のもとに、一夫一妻的なヘテリスムスになります。私は、嫉妬心に関して首尾一貫していなかったとは思いません。原始状態にあっては嫉妬心は、女が所有物であるかぎり、いかなる対立する傾向とも戦う必要がありません。女が所有物であるかぎり、自然発生的な共産制の影響のもとでは、女は共同所有物にならざるをえません。私は嫉妬心でさえも完全な女共有を妨げるのに充分に強かった、と考えています（二六四頁・右欄）。嫉妬心あるいは共産主義的本能が強くなればなるほど、女の共有は、私見によれば、多かれ少なかれ効力をもったのです。

もちろん、これらすべての的確な証拠を提示することは私には不可能です。そして、あなたの批判がとても鋭かったことについて非常に感謝いたしております。ラボックやスペンサーやその輩の諸氏はこの問題を非常におざなりにふれていきますので、私も、すでに述べましたように、一夫一妻婚は私には第二次的な関心であり、女の自由が第一次的なものでしたので、なおさらに、私の立証の点で幾分か軽率になりました。それにもかかわらず前者（「一夫一妻婚——訳者」）のことを長々と論じたのは、まったく単純に、後者のことに対しては適切な素材をわずかしか持っていなかった、そして一夫一妻婚的なヘテリスムスの諸部族（多夫一妻婚的諸部族を除いて）のばあいだけかろうじて女の自由に関する事例をえた、ということにかかっています。私の立証が的確ではなく、強化を必要としていることは喜んで認めます。また、私は今後、自然発生的な一夫一妻婚をあまり強調しないでしよう。第一に、自然発生的な一夫一妻婚は、女の共有と、あなたが熟知しておられるように、——しかし残念ながら、私が反駁した人のすべては、私も完全な性的自由を仮定しておりますので、いかにしても越えがたいギャップによってへだてられており、プロミスクイティ 乱婚と一夫一妻婚的なヘテリスムスとの差異は単に実行の差異であって、原理の差異ではありません——鋭い区別をたてる必要はほとんどないという理由で、——他方ではしかし、

一夫一妻婚的なヘテリスムスを絶対的な確実性で認めさせるためには原始人の婚姻生活に関する現存する素材がなおあまりに乏しいという理由からです。もちろん、女が完全な乱婚にあると同時に自由であることはいかなる事例も知らないことを、そのさい述べねばなりません。

あなたの批判は、このテーマの改訂のさいに有益であろう唯一のものであります。他の人のはすべて女の原始的奴隷状態の立脚点に立っており、全然とるに足りないものです。

[……………]

(六) エンゲルスからカウツキーへ 一八八三年九月一八日

[……………]

時間不足のためにまたも婚姻論文に詳しくふれることができません。いずれにしても、原始的な性的共有は、今日では純粋なままの形態の実例がもはやどこにも期待されえないほど遠く以前のことであり、進歩または退歩によって隠されています。しかし、後代の諸形態はすべてこの根源的基礎にさかのぼります。あなたが社会規定的なもの（原始時代における）としての嫉妬心という要素を完全に放棄しないかぎり、この発展の正しい叙述はできないであろう、ということだけは確かだと思えます。

[……………]

(一) ヴルゼ „Die Entstehung der Ehe und Familie“ 文題である。„Kosmos“, Jg. 6 (Bd. 12), 1882. S. 190—207, S. 256—272, S. 329—348 に発表された。

(二) ヴルゼからドイツの雑誌の仕事で次のものが知られる。

Johann Jakob Bachofen : Das Mutterrecht, Stuttgart 1861.

ders. : Antiquarische Briefe, Strassburg 1880.

Herbert Spencer : Principles of sociology, vol. 1, London, 1876.

John Lubbock : Die Entstehung der Civilisation, Jena 1875. (The origin of civilisation and the primitive condition of man, London, 1870 (ニューマン語訳))

ders. : Die vorgeschichtliche Zeit, Jena 1874. (Prehistoric Times, London, 1865 (ニューマン語訳))

Alb. Herm. Post : Die Anfänge des Staats- und Rechtsleben, Oldenburg 1878.

Alexis Giraud-Teulon : Les origines de la famille, Genève/Paris 1874.

Lewis Henry Morgan : Systems of consanguinity and affinity of the human family, Washington, 1871.

Alexandre Abel Hovelacque : Les débuts de l'humanité, Paris 1881.

John Ferguson McLennan : Studies in ancient history, London, 1876.

(三) Karl Kautsky : Aus der Frühzeit des Marxismus. Engels' Briefwechsel mit Kautsky, Prag 1935. に付したカウツキーの注に於て——

「エンゲルスはここで、一八八二年のはじめに完成した『家族と婚姻の成立』に関する拙作について述べている。私は、それをシュトゥットガルトのダーウイン主義的月刊誌『コスモス』に、三号にわたる連続論文として発表した。これらの論文の第一番目のものは「ヘテリスムス」という表題をもっていた。私は、そこで、エンゲルスがきっぱりと否定した結果に達した。けれども、まさにこ

の点では後の研究は彼に味方しなかった。……」（底本 七三頁）

(4) 「購売婚と母権。氏族シヤツ」と題されていたものである。

(5) この感嘆符は底本による。MEW 35, 448にはなご。

(6) この個所は底本による。底本が „darunter manches was für einzelne Zeiten und……“ とつづらるのに対し、MEW 35, 448では「用紙が破損している」と注記し、„derunter manches, was für gewisse Zeiten und……“ (そのなかには、ごへりかの時代および……)と読んでいる。

(7) カウツキーの論文が載った『コスモス』誌のページを指す。

江 守 五 夫

愛 の 復 権

——切り離された《愛》と《性》——

大 月 書 店

¥ 9 0 0

シラ・ローバトム 訳・三宅義子

女 の 意 識 ・ 男 の 世 界

ドメス出版

¥ 1,500

『母権論』解説 I

M・コスヴェン
訳・布村 一夫

(1)

ヨーハン・ヤーコプ・バッハオーフェンは一八一五年二月二日にスイスのバーゼルで生まれ、一八八七年一月二日に同地で死亡した。父かたからすると、彼は絹織物製造業者の一門にぞくしていた。バッハオーフェン家の人びとは絵画や彫刻の蒐集家たちとして知られていた。メリアン家に生まれた彼の母の祖先たちや親族者たちのなかには、たかさんの政治家、学者、芸術家がかぞえられた。

父の死後に、数百万フランの財産をうけついでバッハオーフェンは、彼を商人にしようとした親戚の希望に反して、みづからを学問にささげることを決意した。彼はその高等教育をバーゼルではじめ、ついでベルリン、ハイデルベルク、ゲッティンゲンの諸大学で講義をきいた。バッハオーフェンは文献学からはじめたが、法学の研究にうつった。

ベルリン大学で彼は、その当時有名であったフリートリヒ・カール・(フォン)・サヴィニーについたが、サヴィニーは法学におけるロマン派の代表者で、法律の発展を「民族精神」の発展からひきだしたいわゆる「歴史」法学派の創始者であり代表者であった。サヴィニーに師事したことは、若いバッハオーフェンの学問的関心のそのごの方向と世界観に決定的な影響をあたえた。一八三九年にゲッティンゲン大学で法学博士号をえ、そのあとの数年をパリ、ロンドンおよびケンブリッジで過ごし、法学の研究をつづけた。

一八四一年にバッハオーフェンは、ローマ法の助教授として、自分が生れた都市の大学で教えはじめたが、すでに一八四四年には教職をやめたのであった。一八五二年から二五年以上ものあいだ、彼はバーゼルにおける控訴院の一員であったが、のちには院長になった。バッハオーフェンは何回もヨーロッパを旅行した。一八四二年に彼はイタリアへの旅行をおこない、その学問的地平をいちじるしく広げた。それにつづく数年のあいだに、イタリア、南フランス、スペインへ多くの旅行をおこなったが、一八五一年にはギリシアへの大旅行をおこない、しかもそこで考古学的諸発掘をおこなった。⁽¹⁾その後バッハオーフェンは主として自分の書齋の閉鎖された孤独のうちに日をおくり、ごくたまに小さい旅行をおこない、きわめてかぎられたグループの友人たちと交際したが、自分の旅行のときか、通信かによって知己となった多くの学者とかなりひんぱんに文通した。バッハオーフェンとの通信をかわしたもののなかには、バステイアン、ダレスト、ジロー・トゥーロン、ヤーコプ・グリム、ヘルヴァルト、イエーリング、コーラー、ラヴレー、レプシウス、モルガン、エリー・レグイ、ヴィルケン、ヴィントシャイトなどの名がみられる。

バッハオーフェンの文筆活動は、一八四〇年と一八五〇年とのあいだの、ローマ市民法についてのいくつかの著作の刊行からはじまった。そのあと、言語学者で歴史学者のフランツ・ゲルラッハとともに、バッハオーフェンはローマ史についての大きい著作の刊行をかんがえた。一八五一年にこの著作の第一巻があらわれたが、その後この刊行はつづかなかった。⁽²⁾

イタリアとギリシアへの旅行、古典古代世界の多面的な研究、古典古代著述家たちの原典の読書——すべてこれはバッハオーフェンの学問的関心の方向において転回をもたらした。彼はしだいにローマ法やローマ史から、ちがった内容と企図をもつ別のテーマにむかった。同時に、彼がその『自叙伝』⁽³⁾でべているように、これは彼の智的な生まれかわりと彼の世界の最終的形成の年月であった。それは四〇年代末と五〇年代はじめの激烈な、意味深い革命的諸事件の年月であり、百万長者のバッハオーフェンにきわめて深刻に影響をあたえずにおかなかった年月であった。ここから彼の世界観や彼のその後諸著作に明確にあらわれている信心深さと神秘主義の端緒がひきだされるが、それはつとに学生時代に彼にうえつけられ

たロマン主義の影響とむすびついていた。その当時に、彼のあきらかに反動的な政治的見解がつけられた。上述の『自叙伝』のなかで彼がはっきりのべているように、彼は民主主義者から保守主義者になったのである。

ギリシアやローマの古代研究、法学的教養、ロマン主義的理念、信心深さ、そして神秘主義——すべてこれらの影響は、つまるところ一つのテーマに結晶したのであるが、そのテーマはそれからあと、そして生涯の終りまでバッハオーフェンをつかまえたのである。

このテーマがその主要な対象としてもっていたのは、女の支配の、女の社会のおよび政治的な優越の特殊な歴史時代、古典古代の著述家たちが古代の多くの民族のあいだで発見し、バッハオーフェンの主張によると、全人類の過去にとって固有なものであったギユナイコクラティーの時代の存在であった。この時代は、男の優越の時代に先行し、しかも二つの原理はなによりもまず宗教、ついで法律、政治制度、芸術などにおいて二律背反的にあらわれたのである。

バッハオーフェンの理念の最初のあらわれは、一八五六年九月二四日のシュトゥットガルトにおけるドイツ文献学者、教育学者、東洋学者第一六回大会の総会でのべられた『女権について』という報告のなかであった。⁽⁴⁾

時間に制約されたバッハオーフェンはその報告のなかで、リュキア、クレータ、ギリシアにかんする自分の資料の一部分だけを提出し、その簡単な一般化をあたえることができたのであった。報告のなかで顕著な地位をしめたのは、アイスキュロスの悲劇『エウメニデス』の有名な解釈であって、それはそのご何度もくりかえしのべられた。それでもバッハオーフェンは、すでにここで、たくさんの資料によってそのご大きく発展させられ、例証された自分の多くの基本的な理念をべたのであった。

この報告の注のなかでしめされているように、バッハオーフェンの大きい著作は、近い将来に出版されねばならなかったのであった。だがこの書物の刊行はのびた。一八五七年一〇月二四日に、バッハオーフェンはその友人でナポリにいるイタリアの考古学者アゴスチノ・ジェルヴァジオに、つぎのように書きおくれた。⁽⁵⁾

「わたしの大部分の時間は、わたしがその一員である控訴院での仕事でしめられているにもかかわらず、わたしは自分の研究をつづけることをやめてはいませんし、以前よりもさらに大きく研究をひろげさせました。長いあいだわたしの書齋のなかで孤独に、世にかくれて研究してきましたが、わたしはかなり大きい書物の刊行にふたたびとりかかっています……」

わたしは大きい歴史的意義をもっている対象である古代の諸民族のグユナイコラティをテーマにえらびましたが、この対象がかつて解明されたことがなかったというほりもまた関心につけくわえられています。人類のそのごの発達がわれわれ男性という生物にあたえて、とりかえしのつかないものになった等級と地位を、あきらかに人類史の最初の時期の女がしめているということは(？)、じっさいに、ひどく驚嘆すべきことでしょう。われわれの慣習、われわれのすべての市民生活と政治生活の基本的原則に反するこの秩序の断片をあつめて、わたしの見解によると、われわれのあらゆる注意をひきつけるにちがいないという結果にわたしは到達したのであります。この結果は、この制度が一つの民族またはいくつかの民族に固有の孤立した現象ではなくて、全人類の属性であり、あれかこれかの起原とむすびつくのではなくて精神と習俗との発展の一定段階とむすびついているということです。

これの一般化をえるために、最古の歴史がのべている民族や民衆の大部分を、わたしは検討しなければなりません。自分のテーマにこのような展開をあたえるために、わたしは、きわめてさまざまな史料から証拠をひきだし、古代についてきわめてさまざまな学問分野の援助をもとめ、法律、神話、歴史、詩をつぎつぎとさぐり、きわめてさまざまな資料をあつめねばなりません。この著作があなたの手もとにあるようになったときには、この研究に学界の関心をひきつけるために時間も労苦も著者はおしまなかつたということをおわかりでしょう。

わたしがつかっているドイツ語が、わたしの著作をかくためには、多くの点で重大な障害であることを残念に思うだけです。この書物がその進路を切りひらくことに成功したときにだけ、この書物は解釈者たちの不満をもたないだろうというこ

とだけが、わたしをなぐさめます。印刷がやがてはじまり、きたる夏にはその書物を、あなたにおくると、わたしは期待できます……………」

だが同時に、バッハオーフェンが自分の基本的構想としっかりとむすびつけたべつのもっとせまいテーマが、彼をつかまえたのであった。

バッハオーフェンは、つとにイタリアへの最初の旅行のときに、古代ローマの墳墓のうえの墓誌記念物の研究にひきつけられ、これらの墓誌にある彫像や碑文に、古代研究、とくに、もちろんのこと宗教研究のための、いままで評価されなかった豊富な史料を、みいだしたのであった。

この成果は、古代の墓誌記念物の象徴の解釈にささげられた、一八五九年に刊行された大きい著作であった。⁽⁶⁾

さいごに、一八六一年にバッハオーフェンの主著が『母権、宗教的および法的性質からみた古代世界のギュナイコクラテイーの研究』⁽⁷⁾という題で刊行された。この書物はぎっしりと印刷された五〇〇頁ちかい、さまざまの分量の一六四章にわけられた大冊である。

著者は大きい『序説』のなかで、自分の歴史哲学的な構想の概観をあたえようところみている。この『序説』のはじめの文章はつぎのようにのべている。

「この著作はわずかの人たちによって指摘されたが、その全貌にわたって、何人によってもいまだ研究されていなかった歴史的現象を対象としている。今日までの古代についての学問は、母権を知らない。この表現そのものは新しいものであり、それがしめしている家族状態はしられていない。このようなテーマの解明は、なみなみならず心をひきつけるとともに、なみはずれた困難にもぶつかる。けだし従来の諸労作がなんらかの十分な注目をしないためばかりでなく、母権がぞくしている文化時代の解明のために、一般的に学問的研究がなにももあたえなかったためである。このようにしてわれわれは、最初の検討をまわっている領域にはいりこむ。われわれに知られている古代から、もっと古い時代へさかのぼり、いまままでに

われわれによって明らかにされたばかりの理念の世界から、まったくべつの、もっと古い世界へさかのぼる。諸民族——それらの名前がふつう古典古代の偉大さの称讃ともつばらむすびつけられている諸民族が背景にしりぞく。古典的發展の高さにけっしてたっしなかったそのほかの諸民族は、さきの諸民族の地位をしめる。未知の世界がわれわれの視界のまえにひらかれる。そしてわれわれが未知の世界へ、より深くはいりこめばはいりこむほど、われわれをとりまいてるすべてのものが、ますますふつうのものではなくなる。発達した文化の理念に対立するなにかあるものがあるところがあり、より古代の觀念、独自の刻印をおびている時代、それじしんの原則にもとづいてのみ解明できる文明がいたるところにある。ギュナイコクラテীরな家族法は、われわれの今日の意識にとつてばかりでなく、すでに古典古代の意識にとつても奇異なものである。母権がぞくして、それから母権がうみだされ、それによってだけ母権が解明される原始的な生活原則は、ヘレ——ネ的な生活原則とくらべると、奇異で奇妙なものにみえる。

そのこの研究の最高の目的は、ギュナイコクラテীর時代の運動原理をあきらかにし、一方ではより低い段階にたいする、他方では発達した文化にたいする真実の關係をあきらかにすることにあらう。

わたしの著作はこのようにして、この課題のためにえらばれた表題によつてしめされるものよりも、はるかに大きい課題を設定している。わたしの著作は、ギュナイコクラテীর文明の全分野にひろがっており、その文明の個々の諸特徴を、ついで個々のものをむすびつけている基本的な諸理念をもとめることにとめるが、古代のそのこの発達によつて背景におしやられたか、まったく克服されてしまったかした文化段階の姿を、できるだけはっきりと復元するためである。

この目的がかかげられた。だが歴史的範圍をできるだけ大きく拡大することによつてだけ、真の理解にたつてることができるし、科学的な思考を認識の本質を形成している明確さと完結さにみちびいていくことができるのである……」

『母権論』のあと、一八六二年にバッハオーフェンは小さい冊子『リュキア族とその古代世界の發展にとつての意義』⁽⁸⁾を刊行したが、母権文化のもっとも十分に完全な表現のない手として、それとともに発達したヘレニズムのするどい

対立者であるとバツハオーフェンがするところのリュキア族の「個性」、このようにバツハオーフェンがいいあらわしている、の特徴づけである独特なモノグラフである。しかもこの冊子は、バツハオーフェンの筆先きから出たすべてのうちでもっともはっきりと書かれたものである。

『リュキア族』のあと、二つの小さい著作、すなわち『古代の宗教における熊』⁽⁹⁾と『古典世界の墳墓記念物における不死についてのオルフェウス教の教義』⁽¹⁰⁾がつづいた。

一八七〇年にバツハオーフェンは新しい大きい著作『タナクイル伝説、ローマとイタリアにおけるオリエンタリズムスについての研究』⁽¹¹⁾を刊行した。ローマ国家勃興の神話的な歴史にかんれんする、はじめは夫のタルクイニウス・プリスクスをも、ついでセルウィウス・トゥリウスを王位につけたタナクイル王妃についての伝説的物語と、同様にこの伝説と類似する多くの東洋の伝説とから出発して、バツハオーフェンはここで王権の成立における女の役割についての自分の考えを發展させた。それとともに、ここでは、ローマ文化の東洋的起原、いずれにしてもローマ文化の形成における東洋の諸影響についての問題が、ひろく解明されている。

バツハオーフェンの生存中に刊行された最後の刊行物は、『古代書簡、とくに最古の親族概念の理解のために』⁽¹²⁾と題された著作であった。じっさいには友人たちへの手紙の形式でのべられたこの著作の内容は、すでに『母権論』のなかでのべられた個々の命題と理念の、新しい具体的資料にもとづいての發展である。

ここで著者の主要な注意をしているのは、この著作の表題にあらわれているように、親族関係について、近親者たち、兄弟と姉妹、伯叔父たちと甥たちの相互関係についての概念の歴史である。彼の歴史的構想を補足する一般的な性質のなんらかのはっきりした発言を、われわれはここでは発見しない。バツハオーフェンのこの著作は、われわれのこんごの叙述において、しかるべき地位をしめるであろう。

女性史研究 第一集 (七五年十二月)

——特集・高群逸枝研究のために——

道	半田たつ子
新しい高群逸枝論のために	犬童 美子
奈良時代の夫婦同居制をめぐる	緒方 和子
ベール『婦人論』について	中山 そみ
母たち(その1)	訳・石原 通子
父権と母権	訳・卯野木盈二

女性史研究 第二集 (七六年六月)

——特集・高群逸枝を撮取る——

風成の女たち	古庄ゆき子
『今昔物語集』における婚姻関係	緒方 和子
——高群逸枝氏の婿入婚をめぐる——	
寄合婚	中山 そみ
高群逸枝についての聞き書	光永 洋子
母権と母系——高群逸枝氏の「母系」によせて——	犬童 美子
婦争心	下田ユキエ
母たち(その2)	訳・石原 通子
婚姻	訳・卯野木盈二

女性史研究 第四集 (七七年六月)

——特集・高群逸枝を偲ぶ——

族外婚と族内婚	石原 通子
高群逸枝著作年譜	犬童 美子
高群逸枝雑誌総目次	立山ちづ子
ききがき「逸枝さんの思い出」	緒方 和子
高群逸枝をめぐる	中山 そみ

女性史研究 第五集 (七七年十二月)

女ささぎさま	半田たつ子
ローマにおける一夫一妻婚の成立	中山 そみ
ウエスターマーク年譜	山崎貴美子
『源氏物語』の女たち	緒方 和子
木簡にあらわれた女性たち	宮川 伴子
晶子・その多面性	橘 宏子
女の意識	南 則子
細川ガラシア夫人	緒方 都
高群逸枝さんの思い出	松下 シマ
空間と時間の旅	西川 祐子
『響入考』をめぐる	辻 照子
葦の会	太田 満恵
『むしろ女人の性を礼拝せよ』をよむ	九 谷子
類別制親族名称体系の起源について(1)	訳・卯野木盈二
母たち(その4)	訳・石原 通子

女性史研究 第七集 予告(七八年二月)

——特集・高群逸枝写真集——

女性史研究 第八集 予告(七九年六月)

——特集・日本史における女たち——

1978年6月1日 印刷
1978年6月1日 発行

女性史研究 第6集

頒価 500 円
(送料 1冊 120円)

編集 家族史研究会
東京都府中市日鋼団地12・407
☎ 164 Tel 東京 (0423) 68-7503
熊本市池田3-2-30 犬童方
☎ 860 Tel 熊本 (0963) 54-6158
郵便振替口座・熊本 13171
家族史研究会熊本事務局

東京事務局

熊本事務局

共同体社